

第 **14** 期  
定時株主総会  
招集ご通知

**開催日時**

2019年6月18日(火曜日)  
午前10時(受付開始：午前9時)

**開催場所**

東京都港区赤坂一丁目12番33号  
ANAインターコンチネンタルホテル東京  
地下1階「プロミネンス」

※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。

※ 昨年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**議案**

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件  
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度による報酬支給の件  
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）賞与支給の件

アステラス製薬株式会社

証券コード：4503

# 経営理念

アステラス製薬の経営理念は、「存在意義」「使命」「信条」の3つのパートから構成されています。

この経営理念は、有用性と信頼性の高い医薬品で世界の人々の健康に貢献し、企業価値を持続的に向上させることを目指していくアステラス製薬の姿勢を表現しています。

## アステラスの 存在意義

先端・信頼の医薬で、世界の人々の健康に貢献する

- 生命科学の未知なる可能性を、誰よりも深く究めたい。
- 新しい挑戦を続け、最先端の医薬品を生み出したい。
- 高い品質を確かな情報と共に届け、揺るぎない信頼を築きたい。
- 世界の人々の健やかな生活に役立てていくために。
- 世界で輝き続ける私たちであるために。

## アステラスの 使命

企業価値の持続的向上

- アステラスは、企業価値の持続的向上を使命とします。
- アステラスは、企業価値向上のため、お客様、株主、社員、環境・社会など、すべてのステークホルダーから選ばれ、信頼されることを目指します。

## アステラスの 信条

アステラスの「信条」は、私たちが常に大事にする行動規範です。  
アステラスは、これらの信条に共鳴し実践する人々の集団であり続けます。

**高い倫理観** 常に、高い倫理観をもって、経営活動に取り組みます。

**顧客志向** 常に、お客様のニーズを把握し、お客様の満足に向かって行動します。

**創造性発揮** 常に、現状を是とせず、未来志向で自己革新に挑戦し、新しい価値を創造します。

**競争の視点** 常に、視野広く外に目を向け、より優れた価値を、より早く生み出し続けます。

アステラスは、信条に則した行動を通じて、

ステークホルダーの皆様への責任を適切に果たし続けるとともに、積極的な情報開示を行います。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

アステラス製薬は、「先端・信頼の医薬で、世界の人々の健康に貢献する」ことを経営理念に掲げ、研究開発型のグローバル製薬企業として積極的に事業を展開しています。

変化する医療の最先端に立ち、いまだ治療満足度が低い疾患領域において革新的で有用性の高い新薬を生み出し、社会に届け続けることを通じて、持続的な成長を目指してまいります。

全てのステークホルダーの皆様のご期待に誠実にお応えし、信頼される企業となるよう弛まぬ努力をこれからも続けてまいります。今後とも皆様の変わらぬご支援を宜しくお願い申し上げます。

2019年5月



代表取締役社長CEO

安川 健司

## 目次

第14期 定時株主総会招集ご通知 ..... 1

株主総会参考書類 ..... 4

### 【添付書類】

事業報告 ..... 28

連結計算書類・計算書類 ..... 56

監査報告書 ..... 60

### 【ご参考】

新薬の開発状況 ..... 63

CSRトピックス ..... 66

# 招 集 ご 通 知

証券コード 4503

2019年5月27日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町二丁目5番1号

**アステラス製薬株式会社**

代表取締役社長 **安川 健司**

## 第14期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法についてのご案内」（次頁）のとおり、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2019年6月17日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

---

**1 日 時** 2019年6月18日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

---

**2 場 所** 東京都港区赤坂一丁目12番33号  
**ANAインターコンチネンタルホテル東京 地下1階「プロミネンス」**

※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いないようご注意ください。

※ 昨年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

---

**3 目的事項** **報告事項** 1. 第14期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件  
2. 第14期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件  
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度による報酬支給の件  
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）賞与支給の件

以 上

## 議決権行使方法についてのご案内



### 株主総会にご出席いただく場合

**開催日時** 2019年6月18日（火曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）

なお、株主でない代理人及び同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。



### 書面にて行使いただく場合

**行使期限** 2019年6月17日（月曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。



### インターネット等にて行使いただく場合

**行使期限** 2019年6月17日（月曜日）午後5時入力分まで

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

「インターネット等による議決権行使について」は次頁をご参照ください。  
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知おきください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

### インターネットによる開示について

- 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
    - ・新株予約権等に関する事項
    - ・業務の適正を確保するための体制
    - ・連結持分変動計算書
    - ・連結注記表
    - ・株主資本等変動計算書
    - ・個別注記表
- 監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記事項とで構成されております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類又は計算書類に修正事項が生じた場合には、当社ウェブサイトにて、修正後の内容をご案内いたします。

**当社ウェブサイト**：<https://www.astellas.com/jp/ja/investors/shareholders-meeting>

# インターネット等による議決権行使について

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

**議決権行使ウェブサイト** <https://www.web54.net>

**行使期限：2019年6月17日（月曜日）午後5時入力分まで**

◆ ログイン ◆

● 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。  
● 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。  
(電子メールにより別途ご案内が実施されている株主様の場合は、  
招集と通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

パスワード:

## アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従ってご入力ください。

## ❗ ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- パスワードの取り扱いについて
  - (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。
  - (2) 株主様以外の方による不正利用や議決権行使内容の改ざん等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で新しいパスワードに変更登録をしていただきますようお願い申し上げます。
  - (3) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株主様ご本人で変更登録いただくパスワードを含む）は、本株主総会に関してのみ有効です。（次回の株主総会の際には、新たに発行いたします）

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  **0120-652-031** 受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の  
皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

**「スマート行使」について**

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の持続的向上に努めるとともに、株主還元にも積極的に取り組んでおります。成長を実現するための事業投資を優先しながら、配当については、連結ベースでの中長期的な利益成長に基づき、安定的かつ持続的な向上に努めるとともに、自己株式取得を必要に応じて機動的に実施し、資本効率と還元水準の向上を図っております。

このような株主還元方針のもと、当期の期末配当については以下のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金1株当たり19円と合わせた年間配当金は、1株当たり38円となります。

#### 期末配当

##### ① 配当財産の種類

金銭

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき …………… 19円  
配当金支払い総額 …… 35,856,453,497円

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月19日（水曜日）

## 第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたく存じます。

### 1. 提案の理由

機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、現行定款第35条に替えて変更案第34条及び変更案第35条を新設し、あわせて変更案第34条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>第7条 (自己の株式の取得)  <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第8条～第34条 (条文省略)            (新 設)</p>	<p>第7条～第33条 (現行のとおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第34条 (剰余金の配当等の決定機関)  <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>第35条 (剰余金の配当)  <u>当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に期末配当をすることができる。</u>  <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に中間配当をすることができる。</u>  <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>第35条 (剰余金の配当の基準日)  <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
	(削 除)

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役の畑中好彦、安川健司、相澤好治、関山護、山上圭子の5氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりです。

なお、本議案に関する監査等委員会の意見につきましては10頁をご参照ください。

	候補者 番号		氏名	現在の当社における地位・担当 及び重要な兼職の状況
業務執行	1	再任	はた なか よし ひこ 畑中 好彦	代表取締役会長
	2	再任	やす かわ けん じ 安川 健司	代表取締役社長
	3	新任	おか むら なお き 岡村 直樹	副社長執行役員 経営戦略担当
非業務執行	4	再任	せき やま まもる 関山 護	取締役
	5	再任	やま がみ けい こ 山上 圭子	取締役 東京靖和総合法律事務所 客員弁護士
	6	新任	かわ べ ひろ し 河邊 博史	慶應義塾大学 名誉教授 公益財団法人 医療研修推進財団 理事長
	7	新任	いし づか たつ ろう 石塚 達郎	日立建機株式会社 取締役 株式会社日立製作所 アドバイザー

候補者番号 1

はたなか よしひこ  
**畑中 好彦** 1957年4月20日生

再任



取締役会への出席率  
 100% (14回/14回)

所有する当社の株式数  
 30,900株

略歴及び当社における地位・担当

1980年 4月	藤沢薬品工業株式会社 入社	2008年 6月	当社 上席執行役員 兼 アステラス US LLC, President & CEO 兼
2003年 4月	同社 経営企画部長		アステラス ファーマ US, Inc.,
2005年 4月	当社 経営戦略本部 経営企画部長		President & CEO
2005年 6月	当社 執行役員 経営戦略本部 経営企画部長	2009年 4月	当社 上席執行役員 経営戦略・財務担当
2006年 4月	当社 執行役員 兼 アステラス US LLC, President & CEO 兼 アステ	2011年 6月	当社 代表取締役社長
	ラス ファーマ US, Inc., President & CEO	2018年 4月	当社 代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、2011年6月に当社代表取締役社長に就任して以来、取締役としての職責を果たし、経営全般及びグローバル事業等を牽引してまいりました。また、2018年4月以降、当社代表取締役会長として企業価値の持続的向上に向けて経営全般を監督しています。今後も、同氏の有する幅広い経験と知見等が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

やすかわ けんじ  
**安川 健司** 1960年6月7日生

再任



取締役会への出席率  
 100% (14回/14回)

所有する当社の株式数  
 31,215株

略歴及び当社における地位・担当

1986年 4月	当社 入社	2011年 4月	当社 執行役員 製品戦略部長
2005年 4月	当社 開発本部 泌尿器領域プロジェクト推進グループ部長	2012年 4月	当社 執行役員 経営戦略担当
		2012年 6月	当社 上席執行役員 経営戦略担当
2010年 6月	当社 執行役員 兼 アステラス ファーマ ヨーロッパ B.V., Global TA Head (Urology)	2017年 4月	当社 上席執行役員 経営戦略・販売統括担当
		2017年 6月	当社 代表取締役副社長
2010年10月	当社 執行役員 開発本部長付 兼 アステラス ファーマ グローバル ディベロップメント Inc., Global TA Head (Urology)	2018年 4月	当社 代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、2017年6月に当社代表取締役副社長に就任して以来、取締役としての職責を果たし、2018年4月以降、当社代表取締役社長として経営全般及びグローバル事業等を牽引し、企業価値の持続的向上と経営計画の達成に向けて強いリーダーシップを発揮しています。今後も同氏の有する幅広い経験とリーダーシップ等が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 3

おかむら なおき  
**岡村 直樹** 1962年9月18日生

新任



所有する当社の株式数  
0株

略歴及び当社における地位・担当

1986年 4月	当社 入社	2016年 4月	当社 経営企画部長
2010年10月	OSI ファーマシューティカルズ Inc., President & CEO	2016年 6月	当社 執行役員 経営企画部長
2012年 4月	アステラス ファーマヨーロッパLtd., Senior Vice President, Chief Strategy Officer	2018年 4月	当社 執行役員 経営戦略担当
2014年 7月	当社 ライセンシング&アライアンス 部長	2019年 4月	当社 副社長執行役員 経営戦略担当 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、事業開発及び経営企画部門を中心としてグローバル業務における豊富な経験を有し、2018年4月から、当社執行役員経営戦略担当役員として経営戦略及び事業開発等を統括してまいりました。2019年4月に当社副社長執行役員に就任し、企業価値の持続的向上に向けて強いリーダーシップを発揮しています。同氏の有する幅広い経験とリーダーシップ等が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任（新任）をお願いするものです。

候補者番号 4

せきやま まもる  
**関山 護** 1949年8月14日生

社外取締役  
候補者

独立役員  
再任



取締役会への出席率  
100% (14回/14回)

所有する当社の株式数  
0株

略歴及び当社における地位・担当

1974年 4月	丸紅株式会社 入社	2005年 4月	同社 常務執行役員
1997年 4月	同社 重電機第一部長	2006年 6月	同社 代表取締役常務執行役員
1998年 4月	同社 電力プロジェクト第三部長	2007年 4月	同社 代表取締役専務執行役員
1999年 4月	同社 電力プロジェクト本部副本部長 兼 電力プロジェクト第一部長	2009年 4月	同社 代表取締役副社長執行役員
2001年 4月	同社 ユーティリティ・インフラ部 門長代行 兼 海外電力事業部長	2013年 4月	同社 副会長
2002年 4月	同社 執行役員 ユーティリティ・ インフラ部門長	2015年 4月	同社 顧問
			丸紅パワーシステムズ株式会社 会長
		2017年 6月	当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況：該当なし

社外取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって2年

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

同氏は、総合商社の経営者として長年にわたり会社経営に携わり、豊富な国際経験と幅広い見識を有しています。また、2017年6月以降、独立した立場から、当社の経営に対し、社外取締役として重要な役割を果たしていただいています。今後も、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 5



取締役会への出席率  
100% (14回/14回)

所有する当社の株式数  
0株

やまがみ けいこ  
**山上 圭子** 1961年3月22日生

社外取締役  
候補者

独立役員  
再任

略歴及び当社における地位・担当

1987年 4月	横浜地方検察庁 検事	2009年 4月	横浜地方検察庁 公判部長
2002年 4月	法務省 刑事局 刑事法制企画官	2010年 4月	弁護士登録 (第一東京弁護士会)
2005年 1月	同省 同局 参事官		東京靖和綜合法律事務所 客員弁護士 (現任)
2005年 8月	最高検察庁 検事		
2007年 8月	東京地方検察庁 公安部副部长	2017年 6月	当社 取締役 (現任)
2008年 7月	同庁 公判部副部长		

重要な兼職の状況：東京靖和綜合法律事務所 客員弁護士

社外取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって2年

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

同氏は、最高検察庁検事等の要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な専門知識と経験を有しています。また、2017年6月以降、独立した立場から、当社の経営に対し、社外取締役として重要な役割を果たしていただいています。今後も、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 6



所有する当社の株式数  
0株

かわべ ひろし  
**河邊 博史** 1952年5月2日生

社外取締役  
候補者

独立役員  
新任

略歴及び当社における地位・担当

1979年 5月	慶應義塾大学医学部 助手 (内科学教室)	2003年10月	同大学保健管理センター 副所長
		2011年10月	同大学保健管理センター 所長
1990年 4月	同大学保健管理センター 専任講師	2013年 6月	公益社団法人 全国大学保健管理協会 理事
1991年 4月	同大学医学部 兼担講師 (内科学教室)		
1996年 4月	同大学保健管理センター 助教授	2017年 3月	公益財団法人 大和証券ヘルス財団 理事 (現任)
	同大学医学部 兼担助教授 (内科学教室)	2018年 3月	公益財団法人 医療研修推進財団 理事長 (現任)
2002年 4月	同大学保健管理センター 教授	2018年 4月	慶應義塾大学 名誉教授 (現任)
	同大学医学部 兼担教授 (内科学教室)		

重要な兼職の状況：慶應義塾大学 名誉教授  
公益財団法人 医療研修推進財団 理事長

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

同氏は、医学者として、慶應義塾大学において要職を歴任するとともに、長年にわたり医療に携わっており、豊富な専門知識と経験を有しています。同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を、独立した立場から、当社の経営に反映していただけるものと考え、社外取締役として選任 (新任) をお願いするものです。

候補者番号 7

いしづか たつろう  
石塚 達郎 1955年12月23日生

社外取締役  
候補者

独立役員  
新任



所有する当社の株式数  
0株

略歴及び当社における地位・担当

1978年 4月	株式会社日立製作所 入社	2016年 7月	株式会社日立総合計画研究所 取締役 役会長
2009年 4月	同社 理事 電力グループ 日立事業 所長	2017年 4月	日立建機株式会社 代表執行役 執行 役会長
2011年 4月	同社 執行役常務 兼 電力システム 社 社長	2017年 6月	同社 代表執行役 執行役会長 兼 取 締役
2013年 4月	同社 執行役専務	2019年 4月	同社 取締役 (現任)
2014年 4月	同社 代表執行役 執行役副社長		株式会社日立製作所 アドバイザー (現任)
2015年 4月	日立ヨーロッパ Ltd., Deputy Chairman		

重要な兼職の状況：日立建機株式会社 取締役  
株式会社日立製作所 アドバイザー

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由

同氏は、総合電機メーカーの経営者として長年にわたり会社経営に携わり、豊富な国際経験と幅広い見識を有しています。同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を独立した立場から、当社の経営に反映していただけるものと考え、社外取締役として選任（新任）をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者である関山護、山上圭子、河邊博史、石塚達郎の4氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外取締役の独立性基準を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出ています。なお、当社の定める社外取締役の独立性基準は13頁に記載のとおりです。
3. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結できる旨を定めており、現在全ての取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と責任限定契約を締結しています。関山護氏、山上圭子氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続し、また河邊博史氏、石塚達郎氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定です。

■監査等委員会の意見

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任について、取締役会が選任等に関する制度及び基準を適切に定め、それらがコーポレートガバナンス・コードに沿っているか、指名委員会での協議を含む適切な手続を経ているか等について、監査等委員会監査等基準に基づき、検討いたしました結果、本議案の内容について異議はないとの結論に至りました。

## 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の金森仁氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は次のとおりです。

候補者



所有する当社の株式数  
0株

しむむら はるこ  
**渋村 晴子** 1964年12月6日生

社外取締役  
候補者

独立役員  
新任

略歴及び当社における地位・担当

1987年 4月	千代田生命保険相互会社 入社	2006年 10月	株式会社タムラ製作所 コンプライアンス委員会委員
1987年 8月	財団法人九州大学出版会 入社		
1994年 4月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 本間・小松法律事務所（現本間合同法律事務所） 入所	2015年 6月	ニチレキ株式会社 社外監査役（現任）
1999年 4月	本間合同法律事務所 パートナー弁護士（現任）	2016年 4月	株式会社タムラ製作所 コンプライアンス特別委員会委員
		2018年 6月	同社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況：本間合同法律事務所 パートナー弁護士  
ニチレキ株式会社 社外監査役  
株式会社タムラ製作所 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

同氏は、弁護士として企業法務に携わり、司法研修所教官を務めるなど、豊富な専門知識と経験を有しています。当社の企業価値向上のため、監査等委員としての立場から、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督・監査に反映していただけるものと考え、監査等委員である取締役として選任（新任）をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、2018年6月15日の当社第13期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役として選任されておりますが、本定時株主総会の開始の時をもって補欠の監査等委員である取締役を辞任いたします。
3. 候補者は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外取締役の独立性基準を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出ています。なお、当社の定める社外取締役の独立性基準は13頁に記載のとおりです。
4. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結できる旨を定めており、現在全ての取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と責任限定契約を締結しています。渋村晴子氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、監査等委員である取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
5. 藤澤友一、酒井弘子、植松則行、佐々木宏夫の4氏は、引き続き監査等委員である取締役として在任いたします。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりです。

候補者



所有する当社の株式数  
0株

たかはし  
**高橋** らいた  
**雷太** 1962年6月9日生

社外取締役  
候補者

独立役員

略歴及び当社における地位・担当

1986年10月	サンワ・等松青木監査法人（有限責任監査法人トーマツ）入所	2001年 3月	株式会社吉田経営 代表取締役（現任）
1995年 8月	中央監査法人 入所	2011年 6月	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会 理事（現任）
1997年 5月	高橋雷太公認会計士税理士事務所 設立 同代表（現任）	2018年 1月	日本公認会計士協会南九州会鹿児島支部会 部会長（現任）
1999年 4月	中央青山監査法人 代表社員		
2000年12月	アルファグループ株式会社 社外監査役（現任）		

重要な兼職の状況：高橋雷太公認会計士税理士事務所 代表  
アルファグループ株式会社 社外監査役  
株式会社吉田経営 代表取締役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

同氏は、長年にわたる公認会計士の経験から、企業のコンサルティングや監査に精通するとともに、会計・税務等のコンサルティング会社の経営者として会社経営に携わっており、豊富な専門知識と経験を有しています。監査等委員である取締役に就任した場合、その豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督・監査に反映いただけるものと考え、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外取締役の独立性基準を満たしております。なお、当社の定める社外取締役の独立性基準は13頁に記載のとおりです。
3. 高橋雷太氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、監査等委員である取締役としてその期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結する予定です。
4. 高橋雷太氏は、2019年6月をもって、日本公認会計士協会南九州会鹿児島支部会 部会長を退任予定です。

## 第3号議案、第4号議案及び第5号議案 参考事項

## 社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者<sup>1</sup>又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者<sup>2</sup>にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者<sup>2</sup>又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先<sup>3</sup>又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>4</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成<sup>5</sup>を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関<sup>6</sup>又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主<sup>7</sup>又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者<sup>8</sup>に限る）の近親者等<sup>9</sup>

<sup>1</sup> 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。

<sup>2</sup> 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者

<sup>3</sup> 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者

<sup>4</sup> 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）

<sup>5</sup> 一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう

<sup>6</sup> 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう

<sup>7</sup> 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう

<sup>8</sup> 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所<sup>10</sup>に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう

<sup>9</sup> 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2018年6月15日開催の当社第13期定時株主総会において、年額560百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。従来当社では、取締役の報酬額は、定額である基本報酬（固定報酬）に係る上限額としてご承認いただき、取締役の賞与（変動報酬）については定時株主総会において都度その支給総額のご承認をお願いしておりました。

本議案は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に支給する基本報酬額を年額590百万円以内、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に支給する基本報酬額を年額130百万円以内と改めて定めるとともに、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に支給する賞与額を年額1,370百万円以内と新たに定めることについてご承認をお願いするものです。第15期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）以降の賞与につきましては、連結業績等を勘案し、基本報酬と同様に当該上限額の範囲内で支給することといたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額（賞与を含む）には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

当社を取り巻く事業環境が急速に変化する中、優秀な人材を獲得・保持できる競争力のある報酬水準とし、また、職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇を実現するため、他の日本企業及び海外の製薬企業の報酬水準等も参考に、取締役の職責及び定款に定める取締役の員数並びに経済情勢等諸般の事情も考慮して、上記の報酬額を設定しております。

また、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）ごとの賞与を含む報酬等について、報酬委員会（社外取締役が委員の過半数を占め、かつ社外取締役が委員長を務める）における協議結果を踏まえて、取締役会の決議により決定しており、報酬決定手続の客観性・透明性は確保されていることから、賞与につきましても基本報酬と同様に、定時株主総会の都度の承認を要することなく、上限額の範囲内で支給することといたしたく存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役4名）となります。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬（固定報酬）、賞与（変動報酬）、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度による報酬支給の件」に記載の株式報酬（変動報酬）で構成し、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬（固定報酬）のみとします。

なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては27頁をご参照ください。

※本議案及び第7号議案が原案どおり承認可決された場合、業績との連動性を高め、中長期的な企業価値・株主価値の向上をより重視した報酬制度への改定を予定しております。報酬制度改定の背景及び取締役の報酬等の決定に関する方針と手続につきましては19頁以降に詳しく記載しております。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する 株式報酬制度による報酬支給の件

当社は、2018年6月15日開催の当社第13期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象に、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的として、業績連動型の株式報酬制度を導入することについてご承認をいただき、現在に至っております。

今般、経営の高度化・複雑化に対応できる優秀な人材を獲得・保持できる競争力を確保しつつ、中長期的な成長や企業価値・株主価値との連動性をより高め、株主価値の向上をより重視した報酬制度とすることを目的として、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象とした業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という）に係る報酬枠を改めて設定いたしたく存じます。

当社は、毎事業年度、本制度に基づく報酬を、本議案により改めて設定される報酬枠内で、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に支給させていただきたいと存じます。当該報酬の額・内容等については、下記「本制度に基づく報酬の額・内容等」に記載のとおりです。当社は、中長期的な成長や企業価値・株主価値との連動性をより高めた報酬制度とすることを目的に役員報酬構成において業績連動報酬の割合をより高めた報酬体系への改定を予定しており、本議案により改めて設定される報酬枠は、当該役員報酬構成の再構築を考慮した額としております。

本議案は、第6号議案でご承認をお願いしている取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する基本報酬枠（年額590百万円以内）及び賞与枠（年額1,370百万円以内）とは別枠として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬についてご承認をお願いするものです。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結時の本制度の対象となる取締役は3名となります。

なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては27頁をご参照ください。

※2019年3月末日に終了する事業年度以前に業績連動型の株式報酬制度のために設定した信託については、従前ご承認いただきました報酬枠及び内容から変更はありません。なお、本議案をご承認いただいた場合、当社第15期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）以降に新たに本制度のために設定する信託は本議案の内容に基づくものといたします。

## 本制度に基づく報酬の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員（下記（2）のとおり）を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、企業価値・株主価値の成長度等に応じて、当該信託を通じて当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）に当社株式の交付等（下記（4）のとおり）がされる株式報酬制度です。

①本制度の対象者	・当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）
②当社が拠出する金員の上 限（下記（2）のとおり）	・対象期間（連続する3事業年度）ごとに、その初年度に合計1,640百万円を上 限として拠出 ・上記の上限は、取締役の職責及び定款に定める取締役の員数並びに経済情勢等 諸般の事情も考慮して設定
③取締役が取得する当社株 式数（換価処分の対象とな る当社株式の数を含む）の 上限（下記（3）のとおり）	・対象期間ごとに、1,640百万円をその初年度開始月（4月）の前月（3月）の 東京証券取引所における当社株式の終値の平均値をもって除して得られる数（小 数点以下の端数は切り捨て）を上限とする
④本制度が発行済株式の総 数に与える影響	・当社株式は、株式市場から取得するため、希薄化は生じない
⑤業績連動の仕組み （下記（3）のとおり）	・対象期間における当社株主総利回り（Total Shareholder Return。以下「TSR」 という）と東証株価指数の成長率及びグローバル製薬企業のTSRとの比較結果 等に基づき0%～200%の範囲で変動
⑥取締役に対する当社株式 の交付等の時期 （下記（4）のとおり）	・対象期間終了後初めて到来する6月頃

### (2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という）を対象として、対象期間ごとに当該対象期間の初年度に合計1,640百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託期間約3年間の信託（以下「本信託」という）を設定（「設定」には、既存の信託の信託期間を延長して当該信託を継続利用することを含む。以下、本議案において同じ）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

具体的には、まず、2020年3月末日に終了する事業年度に設定される本信託については、当該事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間とし、当社は当該対象期間の初年度に合計1,640百万円を上限とする金員を拠出し、信託期間中（2019年9月1日から2022年8月末日までを予定）、取締役に対するポイント（下記（3）のとおり）の付与及び当社株式の交付等を行います。

また、当社は、2020年3月末日に終了する事業年度後も毎事業年度、信託期間を約3年間とする新たな本信託を設定することにより、本制度に基づく報酬を取締役に支給することがあります。その場合、新たな各本信託の設定以降の3事業年度を対象期間とし、当社は当該対象期間の初年度に合計1,640百万円を上限とする金員を拠出し、信託期間中、取締役に対するポイントの付与及び当社株式の交付等を行います。

なお、各本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度に基づく報酬を取締役に支給するために既存の本信託を継続利用することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とし、当社は、当該対象期間ごとに、当該対象期間の初年度に合計1,640百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与及び当社株式の交付等を継続します。

1年あたりに設定することができる本信託の数は1個とし、毎年本信託を設定した場合には、最大で3個の本信託が併存します。

ご参考までに以上の概要を図示すると、以下のとおりです。

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
信託設定・延長 (上限16.4億円)			株式交付等		
	信託設定・延長 (上限16.4億円)			株式交付等	
		信託設定・延長 (上限16.4億円)			株式交付等
			信託設定・延長 (上限16.4億円)		
				信託設定・延長 (上限16.4億円)	

### (3) 取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

本制度において取締役に対して交付される当社株式の数（下記（4）により換価処分の対象となる当社株式の数を含む）は、一定の算定式に従って、企業価値・株主価値の成長度等に応じて付与されるポイントにより、1ポイント＝1株として定まります。

まず、本信託が設定された年の7月1日に制度対象者として在任する者には、以下の算定式に従って基準ポイントが付与されます。

#### (基準ポイントの算定式)

役位別に定める基準金額 ÷ 本信託が設定された年の3月（対象期間の初年度開始月の前月）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

※小数点以下の端数は切り捨て

※基準金額の水準は、優秀な人材の獲得・保持が可能となる競争力のある報酬水準となるよう、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考に職責等に応じて適切に設定します。

本信託の対象期間終了後、初めて到来する6月1日に制度対象者として在任する者は、以下の算定式に従って算出されるポイントに応じた数の当社株式について、本信託から当社株式の交付等を受けるものとします。

基準ポイント×業績連動係数

※小数点以下の端数は切り捨て

※業績連動係数は、各本信託の対象期間における当社TSRと東証株価指数の成長率及びグローバル製薬企業（以下「TSR Peer Group」という）のTSRとの比較結果等に基づき、0%～200%の範囲で決定します。TSR Peer Groupは、報酬委員会において審議を経た上で取締役会に答申され、基準ポイントの付与日までに決定されます。

各本信託の信託期間中、当該本信託により取締役に交付される当社株式の総数（下記（4）により換価処分の対象となる当社株式の数を含む。以下、本議案において同じ）は、1,640百万円を当該本信託が設定された年の3月（対象期間の初年度開始月の前月）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値をもって除して得られる数（小数点以下の端数は切り捨て）を上限とします。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合は、当社は1ポイント当たり交付される当社株式の数及び当該本信託により取締役に交付される当社株式の総数の上限を合理的な方法により調整します。

#### (4) 取締役に対する当社株式の交付等の方法及び時期

本制度における受益者要件を充足した取締役は、本信託の対象期間終了後、初めて到来する6月頃に、付与されているポイントに対応する当社株式の交付等を受けるものとします。当社株式の交付等とは、取締役が、付与されているポイントに対応する当社株式の数の半数について本信託から株式の交付を受け（ただし、単元未満株式数については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受け）、残りの半数については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることをいいます。

信託期間中に取締役が退任する場合（自己都合により退任する場合及び解任される場合を除く）、当該取締役は、原則としてその時点で付与されているポイントに応じた当社株式の交付等を受けることができます。また、信託期間中に取締役が死亡した場合、原則として当該取締役がその時点で付与されているポイントに対応する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

#### (5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

#### (6) その他の本制度の内容等

本制度に関するその他の内容及び詳細等については、本信託設定の都度、当社取締役会で決定します。

**第6号議案及び第7号議案 参考事項****●取締役\*に対する報酬制度改定の背景**

\* 社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。本参考事項において単に「取締役」と記載している場合について同じ。

当社は、企業価値の持続的な向上を使命として掲げ、2005年4月のアステラス製薬発足時から、取締役及び執行役員等に対する報酬等は、基本報酬、業績に連動する賞与、株式報酬で構成し、企業価値・株主価値を重視し、株主様との利害の共有を促す報酬体系を導入しております。また、報酬水準については、優秀な人材を確保するため、職責に十分見合う競争力のある水準を維持できるよう適時見直しを行ってまいりました。

当社は、満たされていない医療ニーズに応える医療ソリューションを提供することを通して企業価値の向上を図っておりますが、新たな創薬技術・治療手段の探索・獲得をはじめとする研究開発活動や商業化に向けた各種取り組み等、バリューチェーン全てにおいてグローバル展開をすることが強く求められるようになりました。また、新薬開発における難易度の上昇、新薬承認審査の厳格化、医薬品価格の抑制等、国や地域に限定されない製薬産業における諸課題への対処も必要になっております。当社は、機能軸を中心としたグローバル経営体制を構築するとともに、日本国内のみならず他の国や地域の人材市場からの優秀な人材の採用等により、経営体制の継続的な強化を図りながらこれらの事業環境の変化に対応してまいりました。今日、多くの組織・人材が国や地域を越えて協働するに至り、また経営がより一層高度化・複雑化する中、日本の報酬水準を基礎として設計されてきた当社の取締役や執行役員等に対する現行の報酬制度について以下の課題を認識しております。

- ・ 経営の高度化・複雑化に対応できる優秀な人材を獲得・保持できる競争力のある報酬水準
- ・ 国や地域を問わず、職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇

このような事業環境の変化や課題認識の下、当社は、報酬委員会を中心に、当社のあるべき報酬制度について1年間にわたり数多くの議論を重ね、このたび、当社の取締役の報酬制度を改定することといたしました。なお、本改定の前提となる各報酬等の上限額設定に関する議案の本定時株主総会への上程については、報酬委員会における協議の結果を踏まえて、取締役会の決議により決定しております。第6号議案及び第7号議案が原案どおり承認可決されますと、第15期に係る報酬等から改定後の報酬制度が適用される予定です。

このたびの取締役の報酬制度改定のポイントは、以下のとおりです。

1. グローバルな人材市場から優秀な人材を獲得・保持し、また、職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇を行うため、日本の大手製造業企業群の報酬水準を参照するとともに、当社と売上収益が同規模程度のグローバル製薬企業群の報酬水準も参考にしながら、適切な報酬水準を設定いたします。
2. 業績連動報酬である「賞与（短期インセンティブ報酬）」及び「株式報酬（中長期インセンティブ報酬）」の割合を増やし、中長期的な成長や企業価値との連動性をより高めます。なお、今回の報酬水準の改定に伴い増額する報酬の大半は業績連動報酬といたします。
3. 業績連動報酬である「株式報酬（中長期インセンティブ報酬）」の交付株式数の決定に用いる指標を、従来の財務指標から株価評価指標に変更し、報酬と企業価値・株主価値との連動性を高め、株主価値の向上をより重視した報酬制度にいたします。

当社は今後も、適時に報酬制度の見直しを行ってまいります。

● 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬等の決定に関する方針と手続

**報酬方針**

当社の取締役の報酬は、以下の考え方にに基づき決定します。

**競争力のある報酬制度であること**

- ・ 優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準

**企業価値・株主価値向上を重視した報酬制度であること**

- ・ 業績連動性が高く、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度及び報酬構成

**公平・公正な報酬制度であること**

- ・ 国・地域を問わず、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度

**報酬体系**

当社の取締役の報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」及び「インセンティブ報酬（変動報酬）」で構成し、インセンティブ報酬（変動報酬）は、「賞与（短期インセンティブ報酬）」と「株式報酬（中長期インセンティブ報酬）」の2種類を組み合わせています。報酬の種類及び報酬の種類毎の目的・概要は図表1のとおりです。

【図表1. 当社取締役の報酬体系】

報酬の種類		目的・概要
固定	基本報酬	職責に応じた堅実な職務遂行を促すための固定報酬 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬水準は報酬ベンチマーク企業群の動向を参考に決定</li> </ul>
変動	賞与 (短期インセンティブ報酬)	事業年度毎の業績目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標達成時に支給する「基準額」は、職責等に応じて基本報酬に対する割合で設定（報酬ベンチマーク企業群の動向を考慮）</li> <li>・ 具体的な支給額は、事業年度毎の業績目標の達成度等に応じて基準額の0%～200%の範囲内で決定</li> <li>・ 各事業年度終了後に一括して支給</li> </ul>
	株式報酬 (中長期インセンティブ報酬)	中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「基準額」は、職責等に応じて基本報酬に対する割合で設定（報酬ベンチマーク企業群の動向を考慮）</li> <li>・ 目標達成時に交付する株式の数（基準ポイント）は、「基準額」を3年間の対象期間開始時点の株価（対象期間開始の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値とする）で除して算定</li> <li>・ 具体的な交付株式数は、3年間の当社株価成長率等に応じて基準ポイントの0%～200%の範囲内で決定</li> <li>・ 原則として、3年間の対象期間終了直後の6月頃に一括して交付（ただし、50%は金銭で支給）</li> </ul>

**報酬水準**

当社の取締役の報酬水準は、優秀な人材の獲得・保持が可能となる競争力のある報酬水準となるよう、外部専門機関の客観的な報酬調査データ（ウイリス・タワーズワトソンの「経営者報酬データベース」）等を活用して、報酬ベンチマーク企業群を選定の上、職責等に応じて決定します。

### 【報酬ベンチマーク企業群】

報酬のベンチマークにあたっては、①「日本の株式市場に上場する大手製造業企業群」を主な比較対象としつつ、②「当社と売上収益が同規模程度のグローバル製薬企業群」についても参考情報の一つとして参照します。

第15期の当社の取締役の報酬（基準額）を決定するにあたり参照した報酬ベンチマーク企業群は、以下のとおりです。

#### ①日本の株式市場に上場する大手製造業企業群\*（37社）

\* 参照時点（2018年）において時価総額上位100社の中の製造業企業から選定

#### ②当社と売上収益が同規模程度のグローバル製薬企業群\*（18社）

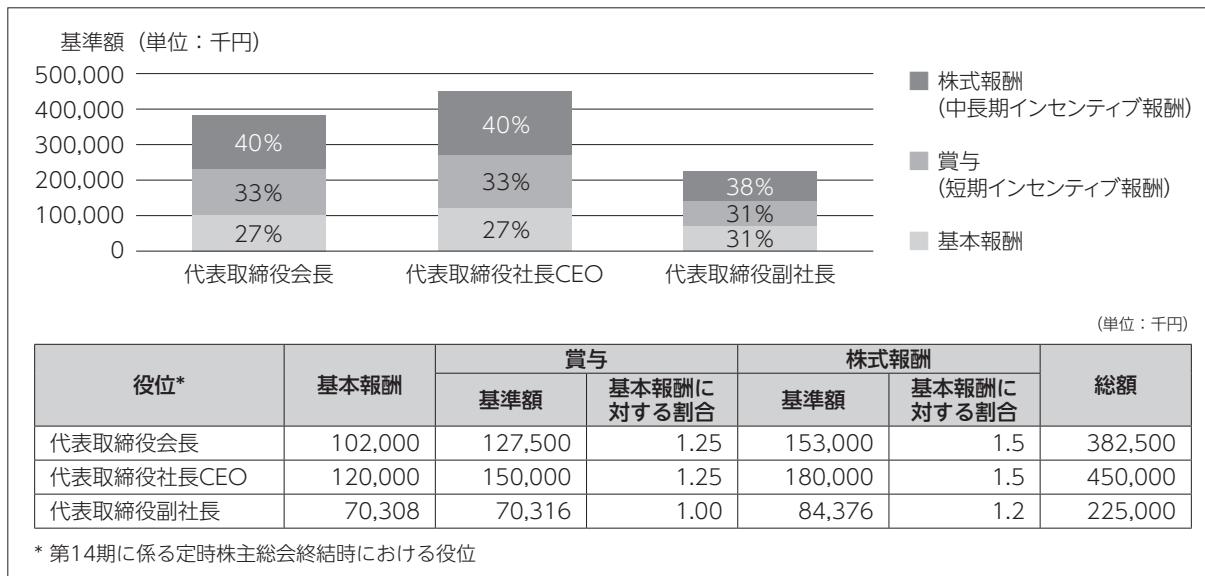
\* 参照時点（2018年）において売上収益が当社の0.5倍～2倍の範囲に位置するグローバル製薬企業から選定

### 報酬の構成割合

当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境、職責及びインセンティブ報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、報酬ベンチマーク企業群の動向等を参考に、適切に設定します。また、業績連動性が高く、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度及び報酬構成とするため、インセンティブ報酬（特に中長期インセンティブ報酬）の割合をより高め、代表取締役社長CEOの報酬の構成割合は、「基本報酬：賞与（基準額）：株式報酬（基準額）」＝「1（27%）：1.25（33%）：1.5（40%）」を目安とします。他の取締役の報酬構成割合は、代表取締役社長CEOの報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮し決定します。

第15期の当社取締役の役位別の報酬水準（基準額）及び報酬構成割合は、以下（図表2）のとおりです。

【図表2. 第15期 当社取締役の役位別報酬水準（基準額）及び報酬構成割合】



## インセンティブ報酬制度（変動報酬）

### 【賞与（短期インセンティブ報酬）】

賞与（短期インセンティブ報酬）は、事業年度毎の目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬として、適切な連結業績評価指標を設定するとともに、業績連動性の高い仕組みとします。なお、業績評価指標及び仕組みは、事業環境の変化や経営計画の見直し等に応じて、適宜、変更します。

第15期の賞与（短期インセンティブ報酬）の業績評価指標及び仕組み並びに支給額の算定式は、以下（図表3、4）のとおりです。

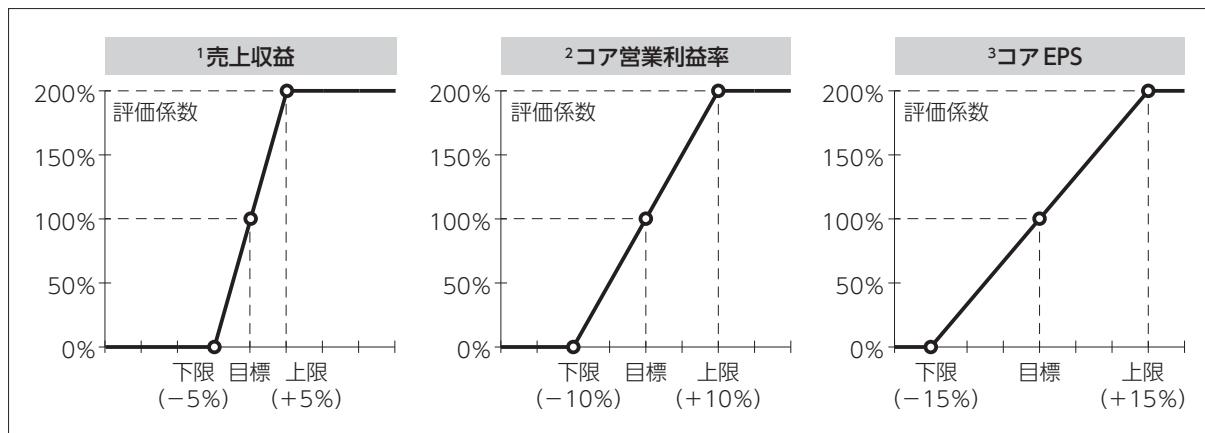
【図表3. 第15期 賞与（短期インセンティブ報酬）の業績評価指標及び仕組み】

業績評価指標	評価割合	評価係数変動幅	目的・目標
売上収益	25%	0%~200%	目的：事業規模の拡大 目標：以下を目安に設定 ・ 上限 (Maximum)：目標×105% ・ 目標 (Target)： 期初公表予想値 ・ 下限 (Minimum)： 目標×95%
コア営業利益率	25%	0%~200%	目的：事業の収益性・効率性の向上 目標：以下を目安に設定 ・ 上限 (Maximum)：目標×110% ・ 目標 (Target)： 期初公表予想値 ・ 下限 (Minimum)： 目標×90%
コアEPS*	25%	0%~200%	目的：1株当たりの利益の拡大 目標：以下を目安に設定 ・ 上限 (Maximum)：目標×115% ・ 目標 (Target)： 期初公表予想値 ・ 下限 (Minimum)： 目標×85%
研究開発業績	25%	0%~200%	目的：継続的な成長の実現 目標：研究と開発に区分して定量目標を設定 ① 研究：新規新薬候補数 ② 開発：開発パイプライン価値の増加額
合計	100%	0%~200%	

\* EPS：Earnings Per Share（一株当たり利益）の略称

【図表4. 第15期 賞与（短期インセンティブ報酬）支給額の算定式】

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>取締役の 賞与支給額</b> </div>	=	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>(a) 役位別 基準額</b> </div>	×	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>(b) 評価係数</b> </div>
<p>(a) 21頁図表2 参照                  (b) 評価係数 = 売上収益評価係数<sup>1</sup>×25% + コア営業利益率評価係数<sup>2</sup>×25%                  + コアEPS評価係数<sup>3</sup>×25% + 研究開発業績評価係数×25%</p>				



### 【株式報酬（中長期インセンティブ報酬）】

株式報酬（中長期インセンティブ報酬）は、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬として、連続する3事業年度（以下、「対象期間」という）における企業価値・株主価値の成長度等に応じて当社株式の交付等を行うものとし、適切な株価評価指標を設定するとともに、業績連動性の高い仕組みとします。

第15期を対象期間開始事業年度とする株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の株価評価指標及び仕組み並びに交付株式数・金銭支給額の算定式は、以下（図表5、6）のとおりです。

株価評価指標として株主総利回り（以下、「TSR\*1」という）を採用し、対象期間における「当社TSR」と「東証株価指数（TOPIX）成長率」との比較結果及び対象期間の「当社TSR」と「グローバル製薬企業（TSR Peer Group\*2）のTSR」との比較結果に応じて、当社株式の交付等を行います。ただし、交付される株式の50%は、源泉所得税等の納税資金に充当することを目的として、金銭に換価して支給されます。各取締役に対する株式及び金銭の給付は三菱UFJ信託銀行株式会社の役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託を通じて行います。

\*1 TSR：Total Shareholder Return（株主総利回り）の略。キャピタルゲインと配当を合わせた、株主にとっての総合投資利回り。

\*2 TSR Peer Group：選定時点において売上収益が当社の0.5倍以上のグローバル製薬企業群

【図表5. 第15期を対象期間開始事業年度とする株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の株価評価指標及び仕組み】

株価評価指標	評価割合	評価係数変動幅	目的	目標
TSR ① (TOPIX成長率比較)	50%	0%~200%	中長期的な 企業価値・ 株主価値の 向上	目標：以下を目安に設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>上限 (Maximum)：200%</li> <li>目標 (Target)：100% (=TOPIX成長率)</li> <li>下限 (Threshold)：50%</li> </ul>
TSR ② (グローバル製薬企業 TSR比較)	50%	0%~200%		目標：以下を目安に設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>上限 (Maximum)：100%ile (1位)</li> <li>目標 (Target)：50%ile (中位)</li> <li>下限 (Threshold)：25%ile (下位1/4)</li> </ul>
合計	100%	0%~200%		

【図表 6. 第15期を対象期間開始事業年度とする株式報酬(中長期インセンティブ報酬)の交付株式数・金銭支給額の算定式】

$$\boxed{\text{各取締役の交付株式数*}} = \boxed{\text{(a) 役位別基準ポイント}} \times \boxed{\text{(b) 評価係数}}$$

\* 交付株式数の50%は、源泉所得税等の納税資金に充当することを目的として、金銭に換価して支給

(a) 役位別基準ポイント = (i) 役位別基準額 ÷ (ii) 対象期間開始時点の株価

- (i) 21頁図表2参照
- (ii) 2019年3月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

(b) 評価係数 = (i) TSR評価係数①×50% + (ii) TSR評価係数②×50%

- (i) TSR評価係数①  
以下の算式にて算定する。算定された値が50%を下回る場合、TSR評価係数①はゼロとする。

$$\frac{\text{対象期間中の当社TSR} + 100\%}{\text{対象期間中のTOPIX成長率} + 100\%} = \frac{\{(B-A)+C\} \div A + 100\%}{(E-D) \div D + 100\%}$$

- A：2019年3月（対象期間開始の前月）の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値
- B：2022年3月（対象期間の最終月）の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値
- C：対象期間中の剰余金の配当に係る1株当たり配当総額
- D：2019年3月（対象期間開始の前月）のTOPIXの単純平均値
- E：2022年3月（対象期間の最終月）のTOPIXの単純平均値

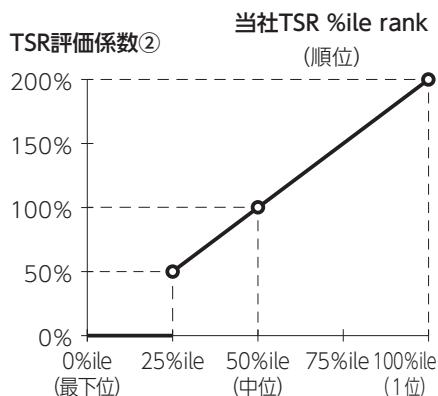
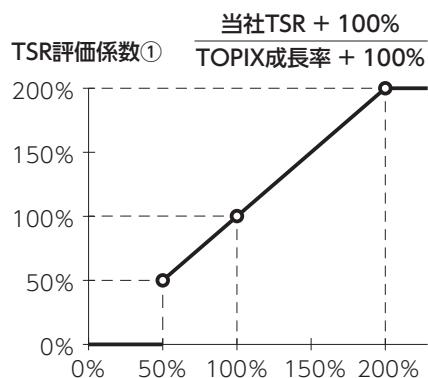
(ii) TSR評価係数②

当社及びTSR Peer Groupの対象期間におけるTSRを比較し、当社TSRの順位(%ile rank)が中位(50%ile)の場合は評価係数②が100%に、1位(100%ile)の場合は評価係数②が上限の200%に、下位1/4の場合は評価係数②が50%になる。下位1/4を下回る場合は評価係数②はゼロとする。

※ 当社及びTSR Peer GroupのTSRは、以下の算式により算定する。

$$TSR = \{(B - A) + C\} \div A$$

- A：2019年3月（対象期間開始の前月）の各社がプライマリー市場上場する証券取引所における各社株式の終値の単純平均値
- B：2022年3月（対象期間の最終月）のAの算定に係る証券取引所における各社株式の終値の単純平均値
- C：対象期間中の各社の剰余金の配当に係る1株当たり配当総額



## **報酬決定手続**

当社の取締役の報酬等は、審議プロセスの客観性・透明性を高めるため、報酬委員会（社外取締役が委員の過半数を占め、かつ社外取締役が委員長を務める）における協議結果を踏まえて、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議により決定します。

## **株式保有ガイドライン**

当社は、代表取締役社長CEOに対して、就任後4年で基本報酬（年額）の1.5倍の価値に相当する当社株式を保有することを奨励しています。その他の取締役については、これに準じ、役位に応じて設定した価値に相当する当社株式の保有を奨励しています。

## **(参考) 執行役員の報酬等の決定に関する方針**

当社執行役員の報酬等の決定に関する方針は、取締役の報酬等の決定に関する方針に準ずるものとしています。ただし、賞与（短期インセンティブ報酬）については、取締役と同様の全社業績評価に加え、担当する部門の業績評価の結果等に応じて、個別の支給額を決定します。

### **● 監査等委員でない社外取締役の報酬等の決定に関する方針と手続**

監査等委員でない社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとします。基本報酬の水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考に、その職責等に応じて決定します。当該取締役の個別の報酬等は、報酬委員会における協議結果を踏まえて、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議により決定します。

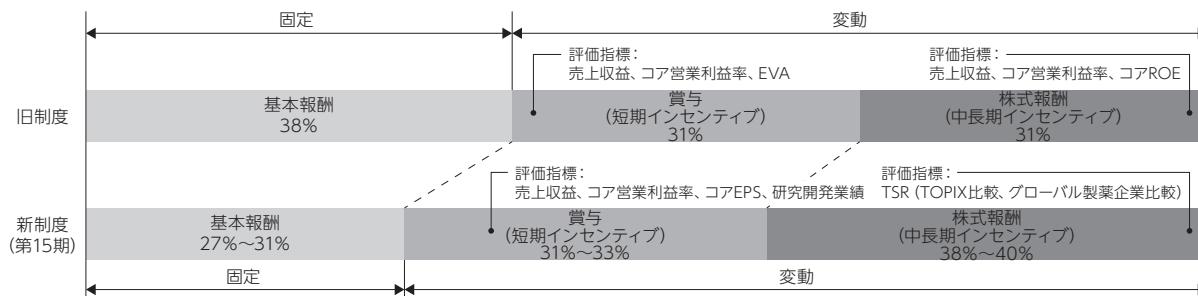
### **● 監査等委員である取締役（社外取締役を除く）の報酬等の決定に関する方針と手続**

監査等委員である取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、経営を監督・監査するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとします。基本報酬の水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考に、その職責等に応じて決定します。当該取締役の個別の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

### **● 監査等委員である社外取締役の報酬等の決定に関する方針と手続**

監査等委員である社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとします。基本報酬の水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考に、その職責等に応じて決定します。当該取締役の個別の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

(参考) 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬構成割合のイメージ（新旧制度比較）



(参考) 本株主総会でご承認をお願いする取締役の報酬総額（上限金額）

	改定前*				改定後（第15期以降）			
	監査等委員でない		監査等委員である		監査等委員でない		監査等委員である	
	社内 取締役	社外 取締役	社内 取締役	社外 取締役	社内 取締役	社外 取締役	社内 取締役	社外 取締役
基本報酬	5.6億円		2.6億円		5.9億円	1.3億円	2.6億円	
賞与 (短期インセンティブ報酬)	総会決議 による ①	—	—	—	13.7億円	—	—	—
株式報酬 (中長期インセンティブ報酬)	5.5億円	—	—	—	16.4億円	—	—	—

- ① 本株主総会第8号議案で（第14期に係る賞与として）ご承認をお願いするものです。
- ② 本株主総会第6号議案で（第15期以降の報酬として）ご承認をお願いするものです。
- ③ 本株主総会第7号議案で（第15期以降の報酬として）ご承認をお願いするものです。

\* 現行の取締役の報酬総額（上限金額）は第13期定時株主総会においてご承認いただいております。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）賞与支給の件

当期末時点の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役2名に対し、当期の連結業績等を勘案し、取締役賞与総額218,779,000円を支給させていただきたく存じます。

当期における賞与につきましては、売上収益、コア営業利益率、EVA\*を連結業績評価指標として、職責に応じて定めた役位別の賞与基準額に対して、当期における業績目標の達成度に応じて、0%～200%の範囲で支給額が変動する仕組みとしており、本議案が原案どおり承認可決された場合に各取締役に支払う予定の賞与の額は53頁に記載のとおりです。

なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては本頁下段をご参照ください。

\* EVA：Economic Value Added（経済付加価値）の略称

### ■ 監査等委員会の意見

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等について、取締役会が報酬等に関する制度及び基準を適切に定め、それらがコーポレートガバナンス・コードに沿っているか、報酬委員会での協議を含む適切な手続を経ているか等について、監査等委員会監査等基準に基づき、検討いたしました。

特に、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件」及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度による報酬支給の件」につきましては、取締役の報酬等に関する制度の抜本的な改定であり、報酬上限額の大幅な引上げを伴うことから、監査等委員会として独立した立場から、ステークホルダー視点の検討を慎重に行いました。

報酬委員会の協議状況についての取締役会での報告、監査等委員会での業務執行取締役からの説明及び取締役会での審議を通じて得られた情報に基づき、報酬水準設定の考え方、インセンティブ報酬の業績連動の仕組み及び制度運用の詳細設計等について、監査等委員会において協議を重ねた結果、第6号議案、第7号議案及び第8号議案の内容について異議はないとの結論に至りました。

## 1 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

- 当期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）における製薬業界を取り巻く事業環境は、先進国のみならず新興国も含め、各国で実施されている医療費抑制策や新薬承認審査の厳格化等により、依然厳しい状況のもとに推移しました。
- こうした事業環境の中、当社グループは、アンメットメディカルニーズ\*の高い疾患領域において、付加価値の高い革新的な新薬と自社の強みを活かした医療ソリューションを継続的に創出し、世界中に提供していくために、研究開発から製造、販売にわたる事業を推進しました。

#### (1) 連結業績の概要

##### 連結業績（コアベース）

当社は、会社の経常的な収益性を示す指標としてコアベースの業績を開示しています。当該コアベースの業績は、フルベースの業績から当社が定める非経常的な項目を調整項目として除外したものです。調整項目には、減損損失、有形固定資産売却損益、リストラクチャリング費用、災害による損失、訴訟等による多額の賠償又は和解費用等のほか、会社が除外すべきと判断する項目が含まれます。

#### ご参考 コアベースの業績の定義

コアベースの業績とは、フルベースの業績から当社が定める非経常的な項目を調整項目として除外したものです。

##### 連結業績（フルベース）

**売上収益**  
 売上原価  
**売上総利益**  
 販売費及び一般管理費  
 研究開発費  
 無形資産償却費  
 持分法による投資損益  
 その他の収益  
 その他の費用  
**営業利益**  
 金融収益  
 金融費用  
**税引前利益**  
 法人所得税費用  
**当期利益**

##### 連結業績（コアベース）

フルベースの営業利益から非経常的な「その他の収益」、「その他の費用」を除外します（例えば、減損損失やリストラクチャリング費用等がこの中には含まれません）。  
**コア営業利益**  
 「金融収益」、「金融費用」の調整  
**コア当期利益**

\* アンメットメディカルニーズ：いまだ満たされていない医療ニーズ

当期の連結業績（コアベース）は、下表のとおりです。売上収益、コア営業利益、コア当期利益はいずれも増加しました。

連結業績（コアベース）	当期実績	対前期増減額（増減率）
売上収益	13,063 億円	60 億円増（0.5%増）
コア営業利益	2,785 億円	98 億円増（3.7%増）
コア当期利益	2,493 億円	450 億円増（22.0%増）

### ① 売上収益

売上収益は **1兆3,063億円**（前期比0.5%増）となりました。

- 前立腺がん治療剤 XTANDI/イクスタンジのほか、ベシケアとベタニス/ミラベトリック/ベットミガを合わせた過活動膀胱(OAB)治療剤の売上が増加しました。また、免疫抑制剤プログラフの売上は減少しました。

### ② コア営業利益/コア当期利益

コア営業利益は **2,785億円**（前期比3.7%増）

コア当期利益は **2,493億円**（同22.0%増）となりました。

- 売上総利益は、1兆143億円（同0.8%増）となりました。売上原価率は、製品構成の変化等により前期に比べ0.3ポイント低下し、22.4%となりました。
- 販売費及び一般管理費は、4,903億円（同2.5%増）となりました。引き続き、経費の効率的な使用やリソース配分の最適化を推進しましたが、XTANDIに係る米国での共同販促費用が増加しました。
- 研究開発費は、重点後期開発品や新たな領域・技術への投資拡充に伴う費用等が増加した一方、2018年3月までにアジェンシス Inc.（米国）の研究活動を終了したことなどから、2,087億円（同5.5%減）となりました。売上収益研究開発費比率は、前期に比べ1.0ポイント減少し、16.0%となりました。
- 無形資産償却費は、352億円（同1.7%減）となりました。

当期の為替レートは、下表のとおりです。これらの結果、前期の為替レートを適用した場合と比べ、売上収益においては46億円の減少、コア営業利益においては3億円の減少の影響がありました。

為替レート

期中平均レート	前期	当期	変動	期首・期末の変動	前期	当期
米ドル/円	111円	111円	0円安	米ドル/円	6円高	5円安
ユーロ/円	130円	128円	1円高	ユーロ/円	11円安	6円高

連結業績（フルベース）

当期の連結業績（フルベース）は、下表のとおりです。売上収益、営業利益、税引前利益、当期利益はいずれも増加しました。

フルベースの業績には、コアベースの業績で除外される「その他の収益」、「その他の費用」（減損損失、為替差損等）等が含まれます。

「その他の収益」として、アジェンシス Inc. に係る有形固定資産売却益に加え、ポテンザ社（米国）の買収に伴い、買収前から保有していた同社株式を再評価した結果、評価益を計上しました。また、「その他の費用」として、国内事業再編等に伴うリストラクチャリング費用のほか、訴訟関係費用、開発プロジェクトの中止に伴う減損損失等を計上しました。

これらの結果、「その他の収益」は142億円（前期：119億円）、「その他の費用」は488億円（前期：673億円）となりました。

連結業績（フルベース）	当期実績	対前期増減額	（増減率）
売上収益	13,063 億円	60 億円増	（0.5%増）
営業利益	2,439 億円	307 億円増	（14.4%増）
税引前利益	2,490 億円	309 億円増	（14.1%増）
当期利益	2,223 億円	576 億円増	（35.0%増）

主要製品の売上

	当期実績	増減率
XTANDI / イクスタンジ	3,331 億円	13.2%増
泌尿器 OAB 製品	2,422 億円	6.2%増
ベシケア	950 億円	7.2%減
ベタニス / ミラベトリック / ベットミガ	1,472 億円	17.0%増
プログラフ*	1,957 億円	1.4%減

\* プログラフ：アドバグラフ、グラセプター、アスタグラフXLを含む

●XTANDI／イクスタンジ

●売上は3,331億円（前期比13.2%増）となりました。日本、米州、EMEA\*及びアジア・オセアニアの全ての地域で売上が増加しました。

●泌尿器OAB製品

●ベタニス／ミラベトリック／ベットミガの売上は1,472億円（同17.0%増）となりました。日本、米州、EMEA及びアジア・オセアニアの全ての地域で売上が増加しました。また、ベシケアの売上は950億円（同7.2%減）となりました。

●プログラフ

●売上は1,957億円（同1.4%減）となりました。アジア・オセアニアで伸長した一方で、それ以外の地域の売上は減少しました。

●その他の新製品・主要製品の状況

- 日本では、2型糖尿病治療剤スーグラが2018年5月に発売したスー ज्याヌ配合錠と合わせて売上が増加したことに加え、高コレステロール血症治療剤レパーサ、慢性便秘症治療剤リンゼス等が引き続き伸長しました。
- 米州では、アゾール系抗真菌剤クレセンバの売上が増加しました。
- 2018年12月に日本と米国において、再発又は難治性のFLT3遺伝子変異陽性の急性骨髄性白血病治療薬としてFLT3阻害剤ゾスパタを発売しました。また、2019年3月に日本において、骨折の危険性の高い骨粗鬆症の治療薬としてヒト化抗スクレロスチンモノクローナル抗体製剤イベニティを発売しました。

## 地域別売上収益の状況

地域別の売上収益は下表のとおりです。米州、アジア・オセアニアは増加、日本、EMEAは減少しました。

このうち日本は、2018年4月に実施された薬価改定の影響に加え、高血圧症治療剤ミカルディス等の長期収載品が後発医薬品の影響を受けました。

	当期実績	増減率
日本	3,966 億円	5.8%減
米州	4,615 億円	6.5%増
EMEA	3,403 億円	1.0%減
アジア・オセアニア	1,079 億円	5.8%増

\* 地域別売上収益については売上元会社の所在地に基づき集計しています。

\* EMEA：欧州、中東及びアフリカ

## (2) 研究開発その他の状況

当社は、2018年5月に公表した「経営計画2018」\*において、「製品価値の最大化とOperational Excellenceの更なる追求」「Focus Areaアプローチによる価値創造」「Rx+™プログラムへの挑戦」の3つを戦略目標として掲げ、中長期にわたる持続的な成長に向けた取り組みを進めています。

当期における主な取り組みは以下のとおりです。

### ① 製品価値の最大化とOperational Excellenceの更なる追求

前立腺がん治療剤XTANDI/イクスタンジや過活動膀胱（OAB）治療剤ベタニス/ミラベトリック/ベツトミガ等、当社の成長をけん引する製品の育成と製品価値の最大化に取り組みました。

- XTANDI/イクスタンジについては、泌尿器科医への一層の浸透を図るとともに、発売後に蓄積した臨床経験に基づく豊富なデータを活用し、第一選択薬としての地位の確立に取り組みました。また、適応症の追加取得により、より早期の前立腺がん患者層への浸透を図りました。
- 泌尿器OAB製品においては、2019年以降のベシケアの独占販売期間の満了による影響の軽減を目指し、ベタニス/ミラベトリック/ベツトミガのプロモーションに注力しました。ベタニス/ミラベトリック/ベツトミガの特徴である有効性と忍容性のバランスを訴求することにより、マーケットシェアの拡大に取り組みました。また、米国においてはベシケアとの併用について、2018年5月に承認を取得しました。

これらの製品に加え、2020年度以降の成長を支える6つの重点後期開発品にも優先的に経営資源を振り向け、着実に開発を進めました。

- 前立腺がん治療剤 XTANDI/イクスタンジ（一般名：エンザルタミド）に関し、追加剤形であるイクスタンジ錠を日本において2018年6月に発売しました。また、第Ⅲ相PROSPER試験のデータに基づき、米国において同年7月に非転移性去勢抵抗性前立腺がんへの追加適応の承認を取得し、欧州において同年10月にハイリスクの非転移性去勢抵抗性前立腺がんへの追加適応の承認を取得しました。このほか、転移性ホルモン感受性前立腺がん患者を対象とした第Ⅲ相ARCHES試験において、画像診断による無増悪生存期間を有意に延長し、主要評価項目を達成しました。
- FLT3阻害剤ゾスパタ（一般名：ギルテリチニブフマル酸塩）に関し、「再発又は難治性のFLT3遺伝子変異陽性の急性骨髄性白血病」の適応症について、日本において2018年9月に、米国において同年11月に、それぞれ承認を取得し、両国において同年12月に発売しました。また、同適応症について欧州において2019年2月に承認申請しました。
- 経口投与が可能な低酸素誘導因子プロリン水酸化酵素阻害薬ロキサデュスタット（一般名、開発コード：ASP1517/FG-4592）に関し、透析期の慢性腎臓病に伴う貧血の適応症について、日本において2018年9月に承認申請を行いました。また、欧州での申請に向けた6つの第Ⅲ相試験の全てにおいて、主要評価項目を達成しました。

\* 「経営計画2018」は当社ウェブサイト（<https://www.astellas.com/jp/ja/investors/strategic-plan>）に掲載しています。

- これらの進展に加え、選択的ニューロキニン3 (NK3) 受容体拮抗薬fezolinetant (一般名、開発コード：ESN364) に関し、更年期に伴う血管運動神経症状患者を対象とした後期第Ⅱ相試験において、4つの主要評価項目を全て達成したほか、抗体-薬物複合体エンホルツマブ ベドチン (一般名、開発コード：ASG-22ME) に関し、局所進行性又は転移性尿路上皮がん患者を対象とした第Ⅱ相試験のうち、白金製剤による化学療法及び免疫チェックポイント阻害剤による治療歴のある患者群において、良好な結果が得られました。また、抗Claudin18.2モノクローナル抗体ゾルベツキシマブ (一般名、開発コード：IMAB362) に関し、胃腺がん及び食道胃接合部腺がん患者を対象とした第Ⅲ相試験を開始しました。

その他、日本において、以下の承認取得、新発売等がありました。

- MSD株式会社が製造販売する選択的DPP-4阻害剤ジャヌビア (一般名：シタグリプチンリン酸塩水和物) と当社が製造販売する選択的SGLT2阻害剤スーグラ (一般名：イプラグリフロジン L-プロリン) の配合剤である2型糖尿病治療剤スーグラ配合錠を2018年5月に発売しました。
- 高コレステロール血症治療剤レパーサ (一般名：エボロクマブ (遺伝子組換え)) に関し、共同開発会社であるアステラス・アムジェン・バイオフーマ株式会社、高コレステロール血症におけるスタチン不耐性患者を対象とした一部変更承認申請を2018年8月に行いました。
- 便秘型過敏性腸症候群治療剤リンゼス (一般名：リナクロチド) に関し、「慢性便秘症 (器質的疾患による便秘を除く)」の追加適応症について、2018年8月に承認を取得しました。
- 大環状抗菌剤ダフクリア (一般名：フィダキソマイシン) に関し、「感染性腸炎 (偽膜性大腸炎を含む)」の適応症について、2018年7月に承認を取得し、同年9月に発売しました。
- 抗悪性腫瘍剤ノ重特異性抗体製剤ビーリンサイト (一般名：ブリナツモマブ (遺伝子組換え)) に関し、「再発又は難治性のB細胞性急性リンパ性白血病」の適応症について、共同開発会社であるアステラス・アムジェン・バイオフーマ株式会社が2018年9月に承認を取得したことを受け、同年11月に発売しました。
- 関節リウマチ治療剤シムジア (一般名：セルトリズマブ ペゴル (遺伝子組換え)) の追加剤形であるシムジア皮下注200mgオートクリックスを2018年11月に発売しました。
- 2型糖尿病治療剤スーグラ (一般名：イプラグリフロジン L-プロリン) に関し、「1型糖尿病」の追加適応症及び用法・用量の追加について、2018年12月に承認を取得しました。
- 前立腺がん治療剤ゴナックス (一般名：デガレリクス酢酸塩) に関し、維持用量を12週間間隔で投与する用法・用量追加の一部変更承認及びその用法・用量で用いるゴナックス皮下注用240mgの承認 (剤形追加) を2019年1月に取得しました。
- 高血圧症治療剤ビソノテープ (一般名：ビソプロロール) に関し、「頻脈性心房細動」の追加適応症及び追加剤形であるビソノテープ2mgについて、販売契約先のトーアエイヨー株式会社が、2019年1月に承認を取得しました。

- ヒト化抗スクレロシンモノクローナル抗体製剤イベニティ（一般名：ロモソズマブ（遺伝子組換え））に関し、「骨折の危険性の高い骨粗鬆症」の適応症について、共同開発会社であるアステラス・アムジェン・バイオファーマ株式会社が2019年1月に承認を取得したことを受け、同年3月に発売しました。
- 経口JAK（ヤヌスキナーゼ）阻害剤スマイラフ（一般名：ペフィシチニブ臭化水素酸塩）に関し、「既存治療で効果不十分な関節リウマチ（関節の構造的損傷の防止を含む）」の適応症について、2018年5月に承認申請を行い、2019年3月に承認を取得しました。

当期において、以下の販売移管等がありました。

- 2009年にアストラゼネカ社（スウェーデン）と締結した、喘息・慢性閉塞性肺疾患治療配合剤シムビコートタービュハイラー（一般名：ブデソニド／ホルモテロールフマル酸塩水和物）の販売及び共同販促契約の終了に伴い、日本において当社が単独で行っている当該製品の流通・販売をアストラゼネカ株式会社に移管し、同社と共同で行っている販促活動を2019年7月30日をもって終了することになりました。
- KMバイオロジクス株式会社とのヒト用ワクチン等及び血漿分画製剤の販売提携に関する契約の終了に伴い、当社が行ってきた当該製品に関する販売及び医療機関への情報提供・収集活動を2019年7月31日までに順次終了することになりました。

Operational Excellenceの更なる追求では、多面的な視点から全ての活動を見直し、ビジネス基盤の強化を図りました。当期における主な取り組みは以下のとおりです。

- 組織ケイパビリティを見直し、オペレーションの質の一層の向上を図るため、当社及び国内グループ会社を再編しました。また、これに伴い早期退職優遇制度を実施しました。
- 欧州においては、営業体制の見直しやオランダの研究開発機能の再編等、環境変化を見据えた組織・体制の最適化を行いました。
- 2018年4月、当社の連結子会社であるアジェンシス Inc. (米国) の保有施設及び借地権等をカイト社 (米国) に譲渡しました。
- 2018年12月、当社の国内生産子会社であるアステラス ファーマ テック株式会社が、西根工場の事業を分社化の上、その全株式をシミックCMO株式会社に譲渡する株式譲渡契約を締結しました。
- 2019年1月、日本で製造販売しているベンゾジアゼピン受容体拮抗剤アネキセート注射液 0.5mg（一般名：フルマゼニル）について、アスペンジャパン株式会社へ製造販売承認の承継及び販売移管しました。また、同月、催眠鎮静剤ドルミカム注射液 10mg（一般名：ミダゾラム）の製造販売承認を2019年4月1日をもって丸石製薬株式会社に承継することに合意しました。

## ② Focus Areaアプローチによる価値創造

当社は、最先端の科学に基づき、バイオロジー\*<sup>1</sup>とモダリティ/テクノロジー\*<sup>2</sup>の組み合わせをアンメットメディカルニーズの高い疾患に応用することで、革新的な医薬品の創出を目指し、多面的な視点から特定した分野に経営資源を投下しています。

また、遺伝子治療や細胞医療等の新しいモダリティを活用した複数の開発プログラムの今後の進展と将来の商業化を見据え、設備投資も行っています。日本においては、抗体の原薬製造設備、遺伝子治療や細胞医療の臨床初期試験薬の製造設備の建設に着工しました。米国においては、再生医療・細胞医療分野での研究開発の加速と製造設備の増強に向けた設備投資を行っています。

これらに加え、外部パートナーとの提携機会も活用しながら、イノベーション創出のための投資を行いました。当期における主な取り組みは以下のとおりです。

- 2018年8月、ケセラ社（英国）を買収し、同社を当社の完全子会社としました。本買収により、当社は緑内障患者の網膜に治療遺伝子を発現させる遺伝子組換えアデノ随伴ウイルスを活用した遺伝子治療プログラムを獲得しました。
- 2018年9月、株式会社遺伝子治療研究所と、全世界における独占交渉のオプション契約を締結し、孤発性筋萎縮性側索硬化症を対象とした遺伝子治療プログラムであるGT0001Xの開発及び商業化に関する権利を獲得しました。
- 2018年11月、ジュベントス・セラピューティクス社（米国）と、中国を除く全世界における独占的なオプション及びライセンス契約を締結し、便失禁を対象とした遺伝子治療プログラムであるJVS-100の開発及び商業化に関する権利を獲得しました。
- 2018年12月、がん免疫関連バイオテクノロジー企業であるポテンザ社（米国）について、2015年に締結した独占的共同研究開発契約に基づく同社を買収する独占的オプション権の行使により、同社を当社の完全子会社としました。これにより、臨床段階にある複数の新規がん免疫療法プログラムを獲得しました。

## ③ Rx+™プログラムへの挑戦

当社は、中長期にわたる持続的な成長を実現していくため、Rx+™プログラムに挑戦しています。これまで医療用医薬品（Rx）事業で培ってきた強みと最先端の医療技術や異分野の技術・知見を融合させることで、新たなヘルスケアソリューションの創出を目指しています。

- この取り組みの一環として、2018年10月、株式会社バンダイナムコエンターテインメントと、生活習慣病の発症や重症化の予防策として、継続的に運動する必要がある方を支援するスマートフォン等向けアプリに関する共同開発契約を締結しました。

\*1 バイオロジー：疾患の原因のより深い理解

\*2 モダリティ/テクノロジー：拡張性のある治療手段・基盤技術

### (3) CSRの取り組みに関する現況

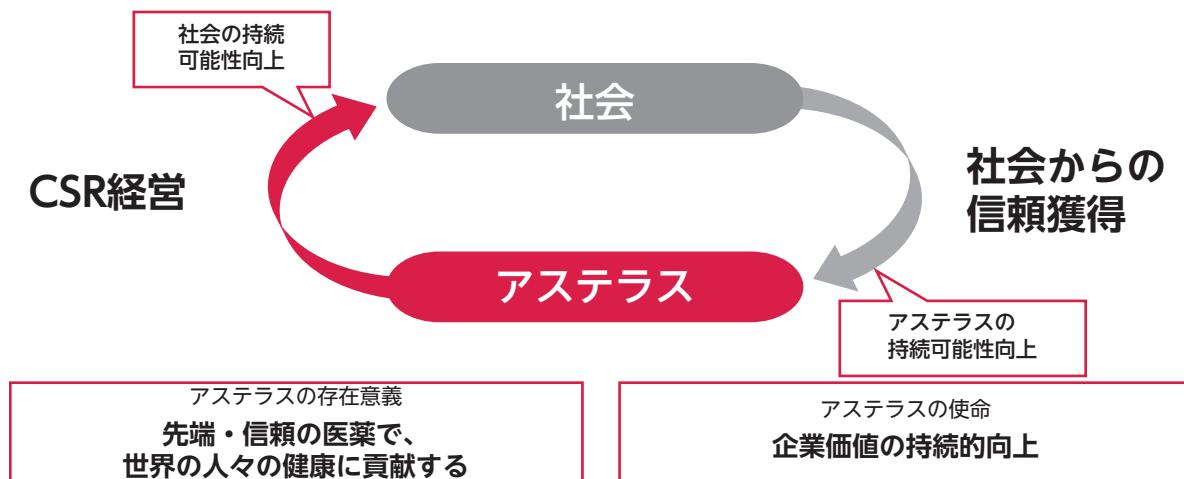
CSR (=Corporate Social Responsibility)：企業の社会的責任

企業の意思決定や活動は、社会や環境に何らかの影響を及ぼします。当社は、その影響に対して企業が担う責任を「企業の社会的責任 (CSR)」と認識しています。満たされていない医療ニーズに応える医薬品の提供をはじめ、製薬会社としての社会的責任を果たすことにより、当社は社会の持続可能性の向上に貢献しています。その結果として、アステラスという企業及びその製品に対する社会からの信頼を獲得し、それがアステラスの持続可能性も向上させると考えています。

このような考えのもと、当社は、社会及びアステラスにとっての価値を創造又は保全するCSR活動を推進しています。解決すべき様々な社会的課題がある中、医療に関連する分野は、製薬会社として特に貢献すべき分野です。当社では、世界の保健医療において適切な治療方法が存在しないこと、貧困、保健システムの不備、保健医療に関する情報不足が理由で、必要な医療を受けることが困難な状態を「保健医療へのアクセス (Access to Health)」課題と捉え、「イノベーションの創出」、「入手可能性の向上」、「保健システムの強化」、「健康に対する知識・理解の向上」という4つの分野を特定し、自社が持つ強みや技術を活かして課題解決に取り組んでいます。

[▶ ご参考](#) CSRトピックスを66頁に掲載しております。

## アステラスと社会の関わり



## 2. 財産及び損益の状況の推移

区 分		第 11 期 (2015 年度)	第 12 期 (2016 年度)	第 13 期 (2017 年度) (前期)	第 14 期 (2018 年度) (当期)
売上収益	(億円)	13,727	13,117	13,003	13,063
営業利益	(億円)	2,490	2,608	2,133	2,439
税引前利益	(億円)	2,618	2,818	2,181	2,490
当期利益	(億円)	1,937	2,187	1,647	2,223
基本的 1 株当たり当期利益	(円)	89.75	103.69	81.11	115.05
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)	(%)	15.0	17.3	13.0	17.6
資産合計	(億円)	17,993	18,141	18,582	18,976
親会社の所有者に帰属する持分	(億円)	12,592	12,718	12,683	12,584
研究開発費	(億円)	2,257	2,081	2,208	2,087
売上収益研究開発費比率	(%)	16.4	15.9	17.0	16.0

- (注) 1. 会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準 (IFRS) に準拠して連結計算書類を作成しています。  
 2. 基本的 1 株当たり当期利益は、期中平均株式数により算出し、小数第 3 位以下を四捨五入して表示しています。  
 3. ROE=Return On Equity

## 3. 設備投資の状況

当期は、主に、国内研究拠点であるつくばバイオ研究センターとアステラス ファーマ テック株式会社の富山技術センターにおける新棟の建設に着工したほか、アステラス インスティテュート フォー リジエネレイティブ メディシン (米国) において設備の増強を実施しています。

<設備投資額>

第 13 期 (前期)	第 14 期 (当期)	前期比増減額 (率)
241 億円	277 億円	36 億円増 (15.1%増)

## 4. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## 5. 対処すべき課題

製薬産業を取り巻く事業環境は、時代とともに大きく変化しています。新薬開発の難易度の上昇、医療費抑制政策等マイナスの影響がある一方で、新薬の優先審査制度の登場等、イノベーションを評価する制度の拡充や、科学技術の進歩に伴い、創薬に活用できる治療手段が増加するなどプラスの動きもあります。また、デジタル技術や工学技術の進歩は、異業種との融合を促し、患者さんに新しい医療ソリューションの提供を可能にします。

当社は、このような事業環境変化を見据え、アンメットメディカルニーズの高い疾患領域において、付加価値の高い革新的な新薬と自社の強みを活かした医療ソリューションを創出していきます。また、多面的な視点で医療の変化を捉えることで、継続的に事業機会を見出していきます。

### (1) 持続的な成長に向けた取り組み（経営計画2018）

2015年に策定したVISIONにおいて、「変化する医療の最先端に立ち、科学の進歩を患者さんの価値に変える」ことを宣言しました。このVISIONのもと、最先端の科学を追求し、患者さんに価値をもたらす医療ソリューションの創出を目指しています。

2019年3月期を初年度とする「経営計画2018」を着実に実行していくことで、2019年から2020年にかけて直面する主力製品の特許期間満了による業績への影響を克服し、中長期的な利益成長トレンドへの回帰を目指しています。

#### ① 製品価値の最大化とOperational Excellenceの更なる追求

XTANDI/イクスタンジ、ベタニス/ミラベトリック/ベットミガの価値最大化とともに、6つの重点後期開発品の計画どおりの承認取得を目指します。また、競争優位につながる分野への優先的な経営資源の配分や、先端技術の活用等によりOperational Excellenceを更に追求していきます。

#### ② Focus Areaアプローチによる価値創造

バイオロジーとモダリティ/テクノロジーの独自の組み合わせをアンメットメディカルニーズの高い疾患に応用することで、特定した分野に経営資源を投下します。このFocus Areaアプローチによって、継続的に革新的な医薬品の候補を見出し、開発候補品を充実させていきます。

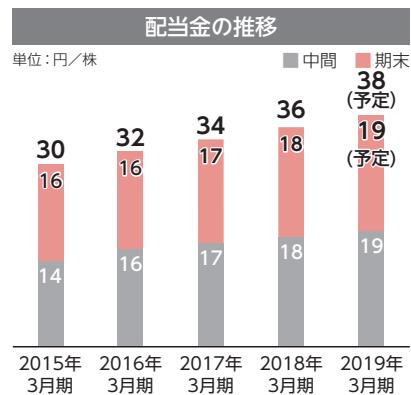
#### ③ Rx+™プログラムへの挑戦

これまで医療用医薬品（Rx）事業で培ってきた強みと、異分野の技術・知見を融合した製品やサービスの創出による、新しい成長機会を探索していきます。外部との協働も活用しながら、Rx+™プログラムとして新たな医療ソリューションの創出を目指しています。

## (2) 株主還元方針

当社は、企業価値の持続的向上に努めるとともに、株主還元にも積極的に取り組んでいます。成長を実現するための事業投資を優先しながら、配当については、連結ベースでの中長期的な利益成長に基づき、安定的かつ持続的な向上に努めます。

また、自己株式の取得を必要に応じて機動的に実施し、資本効率の改善と1株当たり利益の向上を図ります。



### (3) グローバル経営体制の強化

当社グループは、以下のような経営体制を構築しています。

- 当社グループ全体の経営上の重要事項を協議する機関として、代表取締役社長が議長を務めるエグゼクティブ・コミッティを設置しています。
- より迅速かつ確かな意思決定を可能とする最適な経営体制を構築するため、研究、メディカル・開発、製薬技術及びスタッフ部門を含むほぼ全ての部門をグローバル組織体制にするとともに（販売体制を除く）、その活動を掌握する担当役員を選任しています。
- 2018年7月1日には販売・マーケティング機能の一層の強化に向け、販売統括担当役員（Chief Commercial Officer：CCO）を新設しました。
- 業務の適正な遂行を図るため、部門を横断して構成される各種委員会等を設置しています。こうした委員会等としては、会社情報の開示等に関する事項の協議を行う情報開示委員会をはじめ、社会的責任を果たす上で重要な活動（環境、安全衛生、社会貢献活動等）に関する方針、計画等を協議するCSR委員会、製品のベネフィット・リスク情報及びその対応方法について協議するグローバルベネフィット・リスク委員会、グローバルなコンプライアンスの方針・計画等について協議を行うグローバル・コンプライアンス委員会並びにグローバルリスクの把握及び最適なリスク管理対策の推進を図るグローバルリスク管理事務局があります。
- 「経営計画2018」の戦略目標達成に向けてより効率的かつ効果的な体制を構築するため、継続的に組織体制を見直しています。その一環として、以下を実施しました。
  - ▶ 研究開発拠点を日本及び米国に集約しました。
  - ▶ 2019年4月に以下の組織改定を実施しました。
    - 当社の製品構成の変化や市場環境の変化に対応した最適な販売戦略を推進し、製品価値最大化を図るためにコマーシャル及びマーケティング機能を再編しました。
    - Focus Areaアプローチへの転換に基づいた研究開発体制へ変更しました。
    - Operational Excellenceの更なる追求を図るため、ファイナンス部門、調達部門及び医療政策部門を再編しました。

## &lt;グループ経営体制&gt;

(2019年4月1日現在)

トップマネジメント		担当部門
代表取締役社長	安川 健司	研究、製薬技術、渉外、監査、品質保証、再生医療研究所、ユニバーサル・セルズ
経営戦略担当役員	岡村 直樹	事業開発、経営企画、製品戦略、Rx+事業創成、プライマリ・フォーカス・リード (ASIM* & Beyond)、プライマリ・フォーカス・リード (Blindness & Beyond)、プライマリ・フォーカス・リード (Genetic Regulation)、プライマリ・フォーカス・リード (Immuno-Oncology)、プライマリ・フォーカス・リード (Mitochondria)、アドバンスド インフォマティクス&アナリティクス、イノベーション知的財産、ペイシエント・セントリシティ
財務担当役員	武田 睦史	ファイナンス、調達、広報、情報システム
経営管理・コンプライアンス担当役員	櫻井 文昭	人事、エシックス&コンプライアンス、コーポレート・リスクマネジメント、医療政策、秘書
法務担当役員	Linda Friedman	法務、知的財産
メディカル担当役員	Bernhardt Zeiher	開発、薬事監査、メディカルアフェアーズ、ファーマコヴィジランス、薬事
販売統括担当役員	松井 幸郎	エスタブリッシュド マーケット コマーシャル、グレーター チャイナ コマーシャル、インターナショナル コマーシャル、日本 コマーシャル、米国 コマーシャル、ストラテジック ブランド マーケティング (Enfortumab Vedotin/Gilteritinib/Zolbetuximab)、ストラテジック ブランド マーケティング (Roxadustat/Fezolinetant)、ストラテジック ブランド マーケティング (Enzalutamide)、コマーシャル ストラテジー & ケイパビリティズ、マーケット アクセス & プライシング

\* ASIM (antigen-specific immuno-modulation) : 抗原特異的免疫制御

## エグゼクティブ・コミッティ常任メンバー

代表取締役社長	安川 健司
経営戦略担当役員	岡村 直樹
財務担当役員	武田 睦史
経営管理・コンプライアンス担当役員	櫻井 文昭
法務担当役員	Linda Friedman
メディカル担当役員	Bernhardt Zeiher
販売統括担当役員	松井 幸郎

## エグゼクティブ・コミッティ拡大メンバー

研究本部長	岩井 晃彦
製薬技術本部長	嶋 秀樹
開発機能長	Steven Benner
エスタブリッシュド マーケット コマーシャル プレジデント	Dirk Kosche
グレーター チャイナ コマーシャル プレジデント	濱口 洋
インターナショナル コマーシャル プレジデント	松井 幸郎*
日本 コマーシャル プレジデント (営業本部長)	田中 信朗
米国 コマーシャル プレジデント	Percival Barretto-Ko

\* 販売統括担当役員の松井幸郎はインターナショナル コマーシャル プレジデントを兼務しています。

## 6. 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

医薬品の研究、開発、製造及び販売

## 7. 主要な事業所及び工場 (2019年3月31日現在)

名称及び所在地		
国内	本社 (本店)	東京都中央区日本橋本町二丁目5番1号
	営業拠点*1	札幌支店 (北海道)、東北支店 (宮城県)、関越支店 (東京都)、埼玉支店 (埼玉県)、千葉支店 (千葉県)、東京支店 (東京都)、横浜支店 (神奈川県)、名古屋支店 (愛知県)、京都支店 (京都府)、大阪支店 (大阪府)、神戸支店 (兵庫県)、中国支店 (広島県)、四国支店 (香川県)、九州支店 (福岡県)
	研究拠点*2	つくば研究センター (茨城県)、つくばバイオ研究センター (茨城県)、高萩合成研究センター (茨城県)、焼津製剤研究センター (静岡県)
	生産拠点*3	高萩技術センター (茨城県)、富山技術センター (富山県)、富山技術センター高岡工場 (富山県)、焼津技術センター (静岡県)、西根工場 (岩手県)*4
海外	営業拠点*3	米 州：米国、カナダ、ブラジル ほか EMEA*5：ドイツ、フランス、ロシア、スペイン、英国 ほか アジア・オセアニア：中国、韓国、台湾 ほか
	研究拠点*3*6	米国
	生産拠点*3	アイルランド、オランダ、中国

\*1 2019年4月1日付で埼玉支店 (埼玉県) と千葉支店 (千葉県) を埼玉・千葉支店 (東京都) に、大阪支店 (大阪府) と神戸支店 (兵庫県) を大阪支店 (大阪府) に、それぞれ統合しました。

\*2 2018年11月1日付でアステラス分析科学研究所株式会社の拠点であった京都朱雀事業所は、ユーロフィン社 (ルクセンブルク) の国内子会社に承継されました。

\*3 子会社における拠点

\*4 2019年6月に当社の生産拠点の一つである西根工場 (岩手県) の事業はシミックCMO株式会社に承継される予定です。

\*5 欧州、中東及びアフリカ

\*6 オランダに拠点を置く研究開発機能の活動を終了しました。

## 8. 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

### (1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
アステラス US LLC	—	100.0* <sup>1</sup>	医薬品事業 (米州本社機能)
アステラス ファーマ US, Inc.	10 <sup>米ドル</sup>	100.0* <sup>1</sup>	医薬品事業 (販売)
アステラス ファーマ ヨーロッパ Ltd.	139 <sup>百万ユーロ</sup>	100.0* <sup>1</sup>	医薬品事業 (EMEA* <sup>2</sup> 本社機能)
アステラス ファーマ GmbH	14 <sup>百万ユーロ</sup>	100.0* <sup>1</sup>	医薬品事業 (販売)
アステラス製薬 (中国) 有限公司	299 <sup>百万元</sup>	100.0	医薬品事業 (製造、販売)
アステラス ファーマ グローバル ディベロップメント Inc.	10 <sup>米ドル</sup>	100.0* <sup>1</sup>	医薬品事業 (開発本社機能)
アステラス アイランド Co., Ltd.	3 <sup>百万ユーロ</sup>	100.0* <sup>1</sup>	医薬品事業 (製造、販売)
アステラス ファーマ テック株式会社	1 <sup>百万円</sup>	100.0	医薬品事業 (製造)

\*1 間接保有の株式を含む \*2 欧州、中東及びアフリカ

(注) 当期末における当社の連結子会社は、上記の8社を含む77社、持分法適用会社は6社となっております。

### (2) 特定完全子会社の状況

該当する子会社はありません。

## 9. 重要な組織再編等

- 当社は、2018年8月にケセラ社 (英国) の買収を完了し、同社は当社の完全子会社となりました。
- 当社は、2018年11月に当社の分析業務を担っていた子会社のアステラス分析科学研究所株式会社の全株式をユーロフィン社 (ルクセンブルク) の国内子会社に譲渡しました。
- 当社は、2018年12月にポテンザ社 (米国) の買収を完了し、同社は当社の完全子会社となりました。
- 当社の国内生産子会社であるアステラス ファーマ テック株式会社は、西根工場の事業を分社化の上、その全株式をシミックCMO株式会社に譲渡することについて合意し、2018年12月に株式譲渡契約を締結しました。

## 10. 重要な技術提携等の状況 (2019年3月31日現在)

### (1) 技術導入契約

相手先	国名	技術の種類
ファイザー社	米 国	アトルバスタチン (リピトール) に関する技術 セレコキシブ (セレコックス) に関する技術
アストラゼネカ社	英 国	クエチアピンフマル酸塩 (セロクエル) に関する技術
EAファーマ株式会社	日 本	ナテグリニド (スターシス) に関する技術
フィブロジェン社	米 国	YM311 (FG-2216)、ロキサデュスタット及びこれらと同様の作用機序を有する経口貧血治療剤に関する技術
アーバー社	米 国	ガバペンチン エナカルビル (レグナイト) に関する技術
フェリング社	ス イ ス	デガレリクス (ゴナックス) に関する技術
富士フイルム富山化学株式会社	日 本	ガレノキサシン (ジェニナック) に関する技術
イリプサ社	米 国	ビキサロマー (キックリン) に関する技術
協和発酵キリン株式会社	日 本	抗CD40抗体に関する技術
ゼリア新薬工業株式会社	日 本	アコチアミド (アコファイド) に関する技術
メディベーション社	米 国	エンザルタミド (XTANDI) に関する技術
アイアンウッド社	米 国	リナクロチド (リンゼス) に関する技術
バシリア ファーマシューティカ インターナショナル社	ス イ ス	isavuconazonium sulfate (クレセンバ) に関する技術
ユーシービー社	ベルギー	セルトリズマブ ペゴル (シムジア) に関する技術
アムジェン社	米 国	エボロクマブ (レパーサ)、ロモズマブ (イベニティ) 及び ブリナツモマブ (ビーリンサイト) に関する技術
サイトキネティックス社	米 国	骨格筋活性化剤に関する技術
イミュノミック セラピュー ティックス社	米 国	スギ花粉症治療ワクチンに関する技術 LAMP-vax製品に関する技術

相手先	国名	技術の種類
アフィニバックス社	米 国	肺炎球菌起因疾患ワクチンに関する技術
メルク社	米 国	フィダキソマイシン（ディフィクリア）に関する技術
トルマー社	米 国	エリガードに関する技術
ギリアードサイエンシズ社	米 国	アンフォテリシンB（アンビソーム）に関する技術
ギリアードパロアルト社	米 国	レガデノソン（レキスキャン）に関する技術
シアトルジェネティクス社	米 国	抗体-薬物複合体（ADC）に関する技術
アンブレックス社	米 国	新規抗体-薬物複合体（ADC）に関する技術

- (注) 1. リジェネロン社（米国）とのペロシイミュン・マウスに関する技術導入契約を終了しました。  
 2. バイカル社（米国）とのサイトメガロウイルス血症予防ワクチンに関する技術導入契約を終了しました。  
 3. プロテオスタシス社（米国）との小胞体ストレス応答調節治療薬に関する技術導入契約を終了しました。  
 4. クロモセル社（米国）とのCC8464及びバックアップ開発候補化合物に関する技術導入契約を終了しました。  
 5. 富山化学工業株式会社は富士フィルム富山化学株式会社へ社名を変更しています。

## (2) 技術導出契約

相手先	国名	技術の種類
ベーリンガーインゲルハイム社	ド イ ツ	塩酸タムスロシンOCAS製剤に関する技術
セファロン社	米 国	ベンダムスチン塩酸塩に関する技術
ムンディファーマ社	英 国	ベンダムスチン塩酸塩に関する技術
シンバイオ製薬株式会社	日 本	ベンダムスチン塩酸塩に関する技術
シラグGmbHインターナショナル社	ス イ ス	ベンダムスチン塩酸塩に関する技術
エフ ホフマン-ラ ロッシュ社	ス イ ス	エルロチニブに関する技術

## (3) 取引契約

相手先	国名	契約内容
トーアエイヨー株式会社	日 本	同社の医薬品の販売契約
東レ株式会社	日 本	同社のドルナーの販売契約
サノフィ株式会社	日 本	同社のマイスリーの販売契約
日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	日 本	同社のミカルデイスの販売契約（ミコンビ、ミカムロ等を含む）
アストラゼネカ社	スウェーデン	同社のシムビコートの販売及び共同販促契約

相手先	国名	契約内容
株式会社三和化学研究所	日本	同社のアーガメイトの販売及び共同販促契約 当社のキックリンの共同販促契約
寿製薬株式会社	日本	当社及び同社のスーグラの日本国内事業提携契約 スー ज्याヌ配合錠の日本国内事業提携契約
ジェネンテック社	米国	当社のタルセバの共同開発及び共同事業化契約
MSDインターナショナル社	スイス	当社及び同社のスー ज्याヌ配合錠の日本における共同開発及び共同商業化に関する基本契約
MSD株式会社	日本	当社及びMSDインターナショナル社のスー ज्याヌ配合錠の日本における共同販促契約

(注) アストラゼネカ社（スウェーデン）とのシムビコートの販売及び共同販促契約は2019年7月に終了する予定です。

#### (4) その他の提携契約

相手先	国名	契約内容
クリアパス デベロップメント社	米国	同社との戦略的提携に基づき、感染症領域におけるワクチンのポートフォリオを構築
レオ ファーマ社	デンマーク	グローバル皮膚科事業を同社へ譲渡する契約に基づき、当社は同事業の移管が完了するまで対象製品の供給を継続
LTLファーマ株式会社	日本	長期収載品16製品の国内製造販売承認及び国内外第三者への原薬・バルク供給及びロイヤリティビジネスを同社に譲渡する契約に基づき、当社は同事業の移管が完了するまで対象製品の供給を継続

(注) ポテンザ社（米国）とのがん免疫領域における共同研究・開発に関する提携契約に基づき、同社を買収する独占的オプション権を行使し、同社は当社の完全子会社となりました。

## 11. 重要な訴訟等

### 患者支援財団政府調査

当社の米国子会社アステラス ファーマ US, Inc. は、2016年3月及び2017年8月に、米国司法省を代理する米国マサチューセッツ州ボストンの米国連邦検察局から、米国における患者支援財団への寄付等、同社の患者支援プログラムに関し、文書等の提出を求める召喚令状を受領しました。アステラス ファーマ US, Inc. は、2019年4月に、米国司法省と民事上の和解契約を締結しました。アステラス ファーマ US, Inc. は、米国政府に和解金1億米ドル（利息が付加されます）を支払い、米国保健社会福祉省監察総監室と5年間の「法令遵守に関する協定」(Corporate Integrity Agreement)を締結しました。

## 12. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

グループ従業員数	前期末比増減
16,243 名	374 名減

## 13. 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

該当する事項はありません。

## 14. 当社グループの現況に関するその他の重要な事項

該当する事項はありません。

## 2 当社の現況に関する事項 (2019年3月31日現在)

### 1. 株式に関する事項\*

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,979,823,175株 (自己株式92,641,412株を含む)
- (3) 株主数 93,659名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	193,207	10.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	109,577	5.80
日本生命保険相互会社	64,486	3.41
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	44,632	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	37,993	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 0 1	37,037	1.96
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 5 0 5 2 3 4	36,923	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	36,197	1.91
JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 5 1	29,838	1.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 1 0 3	28,950	1.53

(注) 1. 当社は、自己株式92,641,412株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めていません。

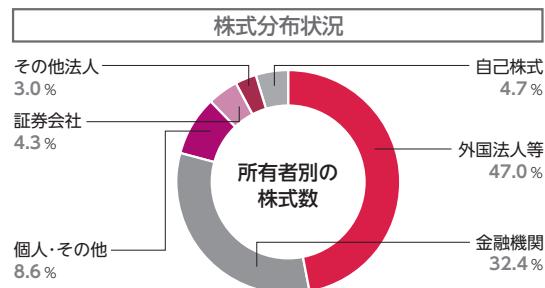
2. 持株比率は発行済株式(自己株式を除く)の総数(1,887,181,763株)に対する割合として算出し、小数第3位以下を切り捨てて表示しています。

### (5) 株式に関するその他の重要な事項

当期に実施した市場買付けによる自己株式の取得及び消却は以下のとおりです。

取得株式数: 9,084万株 (取得価額の総額1,600億円)

消却株式数: 8,900万株 (消却日2018年5月31日)



\* 自己株式には、役員報酬BIP信託の所有する当社株式は含まれていません。

## 2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と体制

### 1. 基本的な考え方

当社は、先端・信頼の医薬で、世界の人々の健康に貢献することを存在意義とし、企業価値の持続的向上のため、全てのステークホルダーから選ばれ、信頼されることを目指しています。この経営理念を踏まえ、下記の観点から、コーポレートガバナンスの実効性を確保・強化するよう努めます。

1) 経営の透明性・妥当性・機動性の確保

2) 株主に対する受託者責任と説明責任の履行及び全てのステークホルダーとの適切な協働

なお、当社がコーポレートガバナンスの実効性を確保・強化するにあたり、遵守すべき基本的な考え方及び基本方針を明示するものとして、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、以下の当社ウェブサイトで公開しています。

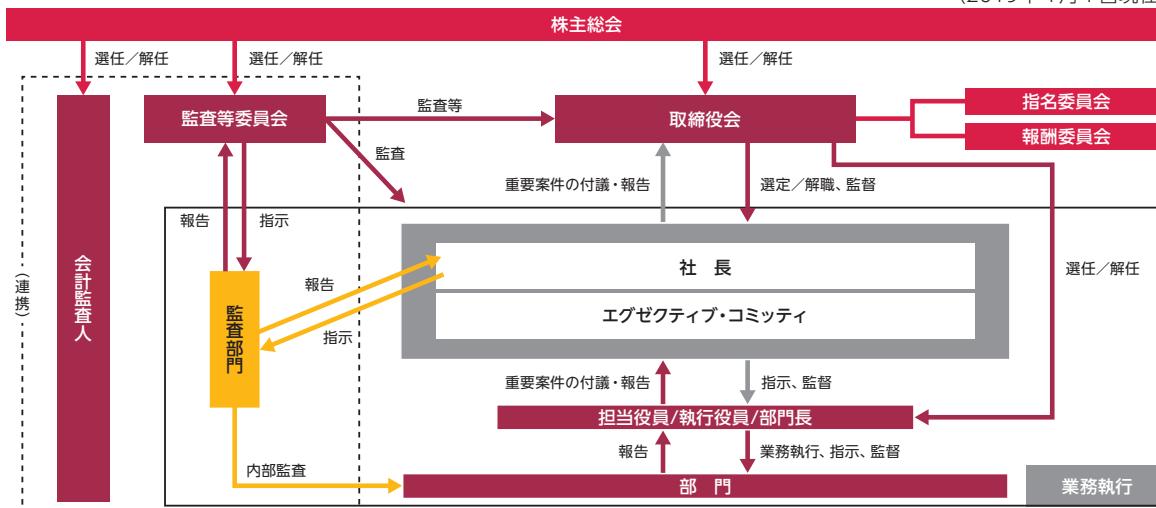
<https://www.astellas.com/jp/ja/investors/ir-library/governance>

### 2. 当社のコーポレートガバナンス体制の概要

当社のコーポレートガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

- 監査等委員会設置会社を選択し、取締役会及び監査等委員会はそれぞれ過半数を社外取締役で構成します。
- 取締役会は、経営の基本方針・経営戦略等を決定し、業務執行の監督機能を果たします。
- 業務執行に関わる体制として、重要事項の協議を行うエグゼクティブ・コミッティを設置するとともに、部門及び機能を掌管する担当役員を選任します。上記会議体、社長及び担当役員の業務執行の責任と権限の所在は決裁権限規程を制定して明確にします。
- 取締役会の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置します。

(2019年4月1日現在)



### 3. 取締役/取締役会

取締役は株主総会において選任され、監査等委員でない取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としています。取締役会は、原則として毎月1回開催し、議長は取締役会長が務めます。

取締役会は、経営の基本方針、経営戦略等を決定し、業務執行の監督機能を果たすことで、経営の透明性及び妥当性を確保しています。また、取締役会は、その決議によって重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役委任するとともに、決裁権限規程を制定して担当役員等の業務執行の責任と権限を明確にし、経営の機動性を確保しています。

取締役会は、専門性・経験等の観点から、その多様性とバランスを考慮の上、機動性が確保できる適正な規模の取締役数で構成しています。なお、取締役会は、より広い見地からの意思決定と客観的な業務執行の監督を行うため、その過半数を社外取締役で構成しています。2019年3月31日時点において、取締役会は10名で構成し、その過半数である6名は独立性の高い社外取締役です。

取締役会全体の実効性を一層向上させていくため、各取締役の自己評価等の方法により、毎年、取締役会全体の実効性について取締役会としての分析・評価を行い、その結果の概要を開示しています。

### 4. 監査等委員会

監査等委員会は、原則として毎月1回開催しています。

監査等委員会は、監査等委員会の監査等に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であり、必要に応じて取締役又は取締役会に対し監査等委員会の意見を表明します。

監査等委員会は、全ての監査等委員である取締役をもって構成し、監査等委員会の委員長は監査等委員会の決議により定めています。なお、監査等委員会は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるため、その過半数を社外取締役で構成しています。また、監査等委員には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任し、特に、最低1名は財務・会計に関する十分な知見を有している者としています。2019年3月31日時点において、監査等委員会は5名で構成し、その過半数である3名は独立性の高い社外取締役です。

### 5. 指名委員会/報酬委員会

当社は、役員人事及び報酬制度における審議プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置しています。指名委員会及び報酬委員会は、取締役会が選任する委員で構成され、その委員の過半数は社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます。

<指名委員会の役割>

取締役及び担当役員等の選任・解任等に関する事項について協議し、その結果を取締役会へ具申します。

<報酬委員会の役割>

取締役及び担当役員等の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益に関する事項（監査等委員である取締役の個別の報酬を除く）について協議し、その結果を取締役会へ具申します。

### 3. 役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	畑 中 好 彦	
代表取締役社長	安 川 健 司	
社 外 取 締 役	相 澤 好 治	北里大学 名誉教授
社 外 取 締 役	関 山 護	
社 外 取 締 役	山 上 圭 子	東京靖和総合法律事務所 客員弁護士
取 締 役 (常勤監査等委員)	藤 澤 友 一	
取 締 役 (常勤監査等委員)	酒 井 弘 子	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	金 森 仁	金森法律事務所 代表
社 外 取 締 役 (監査等委員)	植 松 則 行	植松公認会計士事務所 所長 有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役社長 株式会社鎌倉新書 社外取締役・監査等委員 LINE株式会社 社外監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	佐々木 宏 夫	早稲田大学大学院会計研究科 教授

- (注) 1. 2019年4月1日付でグループ経営体制を変更しており、その内容は41頁に記載のとおりです。
2. 当社は2018年6月15日開催の第13期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、藤澤友一氏、酒井弘子氏、金森仁氏、植松則行氏は、監査役を退任し、同日をもって新たに監査等委員である取締役に就任いたしました。
3. 取締役の相澤好治氏、関山護氏、山上圭子氏、金森仁氏、植松則行氏、佐々木宏夫氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
4. 上記に記載の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。
5. 監査等委員に関する特記事項は次のとおりです。  
植松則行氏は、長年、公認会計士及びコンサルタントとしてM&Aに関わるコンサルティング等の業務に従事し、現在は、植松公認会計士事務所 所長、有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役社長を務める傍ら、早稲田大学大学院経営管理研究科で教鞭をとるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 藤澤友一氏、酒井弘子氏は、常勤の監査等委員です。社内事情に精通した者が、重要な会議への出席、業務執行部門からの業務報告の聴取、内部監査部門等との密接な連携により得た情報を監査等委員全員で共有することを通じて監査等委員会の活動の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しています。
7. 岡島悦子氏は、当期中に取締役を退任いたしました。(2018年6月15日退任)
8. 岡俊子氏は、当期中に監査役を退任いたしました。(2018年6月15日退任)

## (2) 役員の報酬等

役員の報酬等は、優秀な人材の確保・維持が可能となり、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計しています。報酬水準の設定には、外部専門機関の報酬調査データを活用するなど、より客観性を高めるよう努めています。

社内取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、企業業績と企業価値の持続的向上に資することを基本として、定額の基本報酬、賞与及び株式報酬で構成し、業績との適切な連動を図ります。また、社外取締役、監査等委員である取締役及び監査役（社外監査役を含む）の報酬等は、定額での基本報酬のみとします。各監査等委員でない取締役の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会決議により決定し、各監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で監査等委員の協議により決定します。また、各監査役の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で監査役の協議により決定しております。なお、監査等委員でない取締役の報酬等については、報酬委員会にて協議することで、審議プロセスの透明性と客観性を高めます。

当期に係る役員の報酬等の額につきましては以下のとおりです。

### 〈役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数〉

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
監査等委員でない取締役 (社外取締役は除く)	558	189	219	149	2
監査等委員でない 社外取締役	52	52	—	—	4
計	610	242	219	149	6
監査等委員である取締役 (社外取締役は除く)	89	89	—	—	2
監査等委員である 社外取締役	38	38	—	—	3
計	127	127	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	22	22	—	—	2
社外監査役	11	11	—	—	3
計	33	33	—	—	5

- (注) 1. 当社は2018年6月15日開催の第13期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました。  
 2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2018年6月15日開催の当社第13期定時株主総会において年額560百万円（ただし使用人分給とは含まない）と決議されています。ただし、株主総会にて支給額又は報酬上限額が別に決議された賞与及び株式報酬を除きます。  
 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月15日開催の当社第13期定時株主総会において年額260百万円と決議されています。なお、監査等委員である取締役の報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものです。  
 4. 監査役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の当社第76回定時株主総会において年額150百万円と決議されています。なお、監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものです。  
 5. 上記の基本報酬には、2018年6月15日開催の当社第13期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名への支給額を含んでいます。  
 6. 上記の賞与は、基本報酬（年額）とは別に、当社第14期定時株主総会に付議予定の「取締役（監査等委員である取締役を除く）賞与支給の件」が原案どおり承認可決された場合に支払う予定の額です。  
 7. 企業業績と企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的として、企業業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い中長期インセンティブ報酬制度として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みによる業績連動型株式報酬制度（株式報酬）を導入しており、連続する3事業年度を一つの対象期間として、毎年、各対象期間の初年度に、役員報酬BIP信託に取締役への報酬として拠出する限度額は、2018年6月15日開催の当社第13期定時株主総会において550百万円と決議されています。なお、上記の株式報酬は、日本基準により当期に費用計上した金額を記載しています。

## 〈報酬等の総額が1億円以上である取締役〉

氏名 (地位)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)		
		基本報酬	賞与	株式報酬
畑中好彦 (代表取締役会長)	268	87	101	80
安川健司 (代表取締役社長)	290	102	118	69

(注) 上記の賞与は、当社第14期定時株主総会に付議予定の「取締役（監査等委員である取締役を除く）賞与支給の件」が原案どおり承認可決された場合に各取締役に支払う予定の額です。

## 〈3〉責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結できる旨を定めており、現在全ての取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と責任限定契約を締結しています。

## 〈4〉社外取締役にに関する事項

## 当期の主な活動状況

地位	氏名	出席状況	活動状況
社外取締役	相澤好治	取締役会（開催14回中14回）	医学者としての豊富な経験を活かして発言をしています。
社外取締役	関山護	取締役会（開催14回中14回）	経営者としての豊富な経験を活かして発言をしています。
社外取締役	山上圭子	取締役会（開催14回中14回）	弁護士としての豊富な経験を活かして発言をしています。
社外取締役 (監査等委員)	金森仁	取締役会（開催14回中14回） 監査役会（開催3回中3回） 監査等委員会（開催10回中10回）	弁護士としての豊富な経験を活かして発言をしています。
社外取締役 (監査等委員)	植松則行	取締役会（開催14回中13回） 監査役会（開催3回中3回） 監査等委員会（開催10回中9回）	公認会計士及び経営者としての豊富な経験を活かして発言をしています。
社外取締役 (監査等委員)	佐々木宏夫	取締役会（開催11回中11回） 監査等委員会（開催10回中10回）	経済学者としての豊富な経験を活かして発言をしています。

(注) 当社は2018年6月15日開催の第13期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました。

### (5) 役員に関するその他の重要な事項

社外取締役（監査等委員）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えるため、2018年6月15日開催の当社第13期定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役として渋谷晴子氏が選任されています。

### (6) 執行役員（取締役による兼務は除く）の氏名等

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	武 田 睦 史	財務担当
	松 田 充 功	製薬技術本部長
	黒 田 昌 利	アジア・オセアニア事業本部長
	田 中 信 朗	営業本部長
	岩 井 晃 彦	研究本部長
	上 出 厚 志	渉外部長
執 行 役 員	櫻 井 文 昭	経営管理・コンプライアンス担当
	岡 村 直 樹	経営戦略担当
	松 井 幸 郎	販売統括担当
	押 田 卓 也	メディカルアフェアーズ本部長
	田 中 茂 樹	開発本部長
	迫 和 博	アステラス アイルランド Co., Ltd. President
	吉 光 透	経営推進部長
	野 澤 英 輔	薬事部長
	澤 本 泰 治	研究本部研究プログラム推進部長
	神 先 康 裕	営業本部大阪支店長
	嶋 秀 樹	製薬技術本部技術企画部長
	山 本 史 郎	営業本部東京支店長
	平 野 祐 明	経営企画部長
	志 鷹 義 嗣	アステラス インスティテュート フォー リジエネレイティブ メディシン President

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
1. 当期に係る会計監査人の報酬等の額	192百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	192百万円

(注) 1. 当社監査等委員会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前期の会計監査人の職務執行状況、監査時間の実績及び当期の監査計画の内容、監査体制、監査時間の見積り、報酬単価等を精査・検討した結果、当期の会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記表の1. の金額にはこれらの合計額を記載しています。

3. 当社の重要な子会社（43頁をご参照ください）のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するときは、監査等委員全員の同意に基づく解任、又は監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性・専門性及び監査活動の適切性・妥当性の評価等を勘案し、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## 3 業務の適正を確保するための体制

法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.astellas.com/jp/ja/investors/shareholders-meeting>) に掲載しております。

(注) 1. 事業報告中の記載金額は表示単位未満を四捨五入し、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。また、対前期増減率その他の比率は特段の注記がない限り、小数第2位以下を四捨五入して表示しています。

2. 図表やグラフ、写真等は参考情報として掲載しています。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第14期 2019年3月31日現在	(ご参考) 第13期 2018年3月31日現在
<b>資産</b>		
非流動資産		
有形固定資産	173,483	181,295
のれん	225,864	212,976
無形資産	429,707	416,912
売上債権及びその他の債権	25,248	25,282
持分法で 会計処理されている投資	3,653	3,138
繰延税金資産	92,958	97,237
その他の金融資産	81,457	67,375
その他の非流動資産	8,121	8,372
非流動資産合計	1,040,489	1,012,587
流動資産		
棚卸資産	151,511	147,626
売上債権及びその他の債権	342,628	319,512
未収法人所得税	20,113	8,412
その他の金融資産	2,607	13,517
その他の流動資産	25,080	14,448
現金及び現金同等物	311,074	331,731
小計	853,012	835,245
売却目的で保有する資産	4,147	10,374
流動資産合計	857,159	845,619
資産合計	1,897,648	1,858,205

科目	第14期 2019年3月31日現在	(ご参考) 第13期 2018年3月31日現在
<b>資本及び負債</b>		
資本		
資本金	103,001	103,001
資本剰余金	177,301	177,219
自己株式	△164,629	△135,951
利益剰余金	991,957	976,076
その他の資本の構成要素	150,767	147,945
親会社の所有者に帰属する 持分合計	1,258,396	1,268,289
資本合計	1,258,396	1,268,289
負債		
非流動負債		
仕入債務及びその他の債務	1,572	3,515
繰延税金負債	5,175	26,426
退職給付に係る負債	40,163	36,673
引当金	5,416	4,891
その他の金融負債	52,882	49,422
その他の非流動負債	36,379	47,370
非流動負債合計	141,587	168,296
流動負債		
仕入債務及びその他の債務	185,280	140,909
未払法人所得税	17,587	25,184
引当金	22,843	126,231
その他の金融負債	14,136	7,559
その他の流動負債	255,913	121,737
小計	495,759	421,620
売却目的で保有する資産 に直接関連する負債	1,906	—
流動負債合計	497,665	421,620
負債合計	639,252	589,916
資本及び負債合計	1,897,648	1,858,205

連結純損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第14期	(ご参考) 第13期
	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上収益	1,306,348	1,300,316
売上原価	△292,050	△294,250
売上総利益	1,014,299	1,006,066
販売費及び一般管理費	△490,263	△478,330
研究開発費	△208,682	△220,781
無形資産償却費	△35,212	△35,838
持分法による投資損益	△1,627	△2,419
その他の収益	14,152	11,872
その他の費用	△48,755	△67,311
営業利益	243,912	213,258
金融収益	6,358	6,637
金融費用	△1,302	△1,782
税引前利益	248,967	218,113
法人所得税費用	△26,702	△53,434
当期利益	222,265	164,679
当期利益の帰属		
親会社の所有者	222,265	164,679
合 計	222,265	164,679

# 計 算 書 類

## 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第14期 2019年3月31日現在	(ご参考) 第13期 2018年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産	440,048	403,134
現金及び預金	109,924	93,165
受取手形	—	68
売掛金	189,788	190,936
有価証券	11,999	2,000
商品及び製品	55,134	54,001
原材料及び貯蔵品	16,808	12,004
その他	56,394	50,961
固定資産	793,238	780,512
有形固定資産	63,401	70,662
建物	42,998	46,876
構築物	1,562	1,640
機械及び装置	1,700	2,329
工具、器具及び備品	5,350	6,913
土地	9,189	9,195
リース資産	1,194	1,344
建設仮勘定	1,406	2,366
その他	1	0
無形固定資産	63,583	64,868
投資その他の資産	666,255	644,982
投資有価証券	45,754	33,415
関係会社株式	484,895	462,573
長期貸付金	64	357
繰延税金資産	92,344	100,906
その他	51,425	55,923
貸倒引当金	△8,227	△8,192
資産合計	1,233,286	1,183,646

科 目	第14期 2019年3月31日現在	(ご参考) 第13期 2018年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
流動負債	650,065	538,718
買掛金	70,943	51,933
短期借入金	444,497	366,583
リース債務	430	443
未払金	82,083	60,205
未払費用	23,641	20,826
未払法人税等	3,785	9,297
預り金	10,566	7,587
売上割引当金	2,496	2,350
その他	11,625	19,493
固定負債	17,597	32,549
リース債務	766	901
その他	16,831	31,648
負債合計	667,662	571,267
<b>純資産の部</b>		
株主資本	545,385	598,592
資本金	103,001	103,001
資本剰余金	176,822	176,822
資本準備金	176,822	176,822
利益剰余金	430,191	454,719
利益準備金	16,827	16,827
その他利益剰余金	413,365	437,893
特別償却準備金	29	59
固定資産圧縮積立金	1,185	1,185
繰越利益剰余金	412,150	436,649
自己株式	△164,629	△135,951
評価・換算差額等	19,112	12,311
その他有価証券評価差額金	19,112	12,311
新株予約権	1,127	1,477
純資産合計	565,624	612,379
負債・純資産合計	1,233,286	1,183,646

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第14期	(ご参考) 第13期
	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高	607,321	613,657
売上原価	194,942	205,735
売上総利益	412,379	407,922
販売費及び一般管理費	339,693	421,413
営業利益又は営業損失 (△)	72,685	△13,490
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	135,866	302,149
その他	5,900	1,121
営業外収益合計	141,766	303,270
営業外費用		
支払利息	4,050	2,473
その他	680	1,616
営業外費用合計	4,730	4,089
経常利益	209,721	285,690
特別利益		
固定資産売却益	301	12
その他	1,997	8,464
特別利益合計	2,297	8,476
特別損失		
固定資産除売却損	52	252
減損損失	2,140	—
その他	14,093	2,341
特別損失合計	16,286	2,594
税引前当期純利益	195,733	291,573
法人税、住民税及び事業税	11,474	16,035
法人税等調整額	5,579	△21,281
法人税等合計	17,053	△5,246
当期純利益	178,679	296,818

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

アステラス製薬株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室 橋 陽 二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 芳 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 昌 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 池 晃一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アステラス製薬株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、アステラス製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

アステラス製薬株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室 橋 陽 二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 芳 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 昌 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 池 晃一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アステラス製薬株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

アステラス製薬株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 藤 澤 友 一 ㊟  
 常勤監査等委員 酒 井 弘 子 ㊟  
 監 査 等 委 員 金 森 仁 ㊟  
 監 査 等 委 員 植 松 則 行 ㊟  
 監 査 等 委 員 佐々木 宏 夫 ㊟

(注) 監査等委員 金森仁、植松則行及び佐々木宏夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。また、当社は、2018年6月15日開催の第13期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2018年4月1日から2018年6月14日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

## 新薬の開発状況

当社グループでは、いまだ有効な薬剤が存在せず治療満足度の低い疾患領域で革新的な新薬を一日でも早く患者さんのもとに届けられるよう、研究開発に積極的に取り組んでいます。

新薬の開発状況の詳細を64頁～65頁にまとめています。

### ■ 2018年4月からの承認品目等

2019年4月現在

製品名 (承認時期)	一般名	対象疾患	地域
ベシケア ミラベトリック【併用療法】 (2018年4月)	ソリフェナシン ミラベグロン	尿意切迫感及び頻尿の症状を伴う過活動膀胱	米 国
プログラフ (2018年5月)	タクロリムス	臓器移植における拒絶反応の抑制 (小児用顆粒製剤)	米 国
ダフクリア (2018年7月)	フィダキソマイシン	感染性腸炎 (適応菌種：クロストリジウム・ディフィシル)	日 本
XTANDI/イクスタンジ (2018年7月/10月)	エンザルタミド	非転移性去勢抵抗性前立腺がん	米国/欧州
リンゼス (2018年8月)	リナクロチド	慢性便秘症 (器質性疾患による便秘を除く)	日 本
ゾスパタ (2018年9月/11月)	ギルテリチニブ	<i>FLT3</i> 遺伝子変異陽性の急性骨髄性白血病 (再発又は難治性)	日本/米国
ビーリンサイト (2018年9月)	ブリナツモマブ	B細胞性急性リンパ性白血病 (再発又は難治性)	日 本
スーグラ (2018年12月)	イブラグリフロジン	1型糖尿病	日 本
ゴナックス (2019年1月)	デガレリクス	前立腺がん (12週製剤)	日 本
イベニティ (2019年1月)	ロモズマブ	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	日 本
スマイラフ (2019年3月)	ペフィシチニブ	既存治療で効果不十分な関節リウマチ	日 本

## ■ 臨床開発段階のプロジェクト（フェーズ2以降）

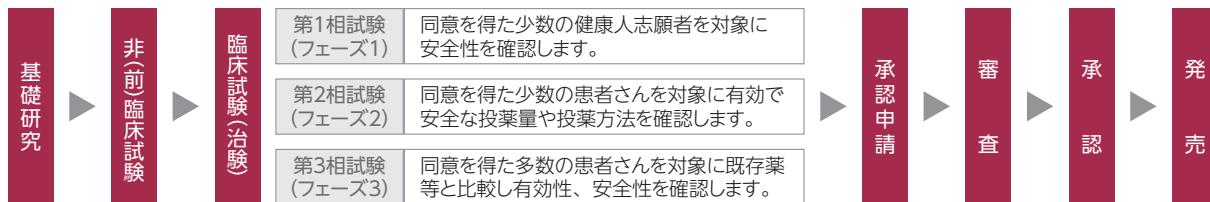
2019年4月現在

開発コード／一般名	対象疾患	フェーズ2	フェーズ3	申請	地域*
<b>重点後期開発品とその価値最大化</b>					
MDV3100 エンザルタミド	転移性去勢抵抗性前立腺がん	■	■	■	中国
	非転移性ホルモン感受性前立腺がん	■	■		
	転移性ホルモン感受性前立腺がん	■	■		
ASP2215 ゲルテリチニブ	急性骨髄性白血病（再発又は難治性）	■	■	■	欧州 中国
	急性骨髄性白血病 （寛解導入化学療法後の維持療法）	■	■		
	急性骨髄性白血病 （造血幹細胞移植後の維持療法）	■	■		
	急性骨髄性白血病 （新規診断、低強度の寛解導入化学療法との併用）	■	■		
	急性骨髄性白血病 （新規診断、強力な寛解導入化学療法との併用）	■	■		
IMAB362 ゾルベツキシマブ	胃腺がん及び食道胃接合部腺がん	■	■		
	膵臓腺がん	■			
ASG-22ME エンホルツマブ ベドチン	尿路上皮がん	■	■		
ASP1517／FG-4592 ロキサデュスタット	慢性腎臓病（透析期）に伴う貧血	■	■	■	日本 欧州
	慢性腎臓病（保存期）に伴う貧血	■	■		欧州／日本
	化学療法に伴う貧血	■			
ESN364 fezolinetant	更年期に伴う血管運動神経症状	■			
<b>Focus Areaアプローチ</b>					
ASP7317	萎縮型加齢黄斑変性、Stargardt病	■			
ASP1128/MA-0217	急性腎障害	■			
CK-2127107 reldesemtiv	脊髄性筋萎縮症	■			
	筋萎縮性側索硬化症	■			

開発コード／一般名	対象疾患	フェーズ2	フェーズ3	申請	地域*
<b>その他</b>					
AGS-16C3F	腎細胞がん	■			
ASP1650	精巣がん	■			
YM905 ソリフェナシン	小児の神経因性膀胱	■	■	■	米 国
YM178 ミラベグロン	小児の過活動膀胱と神経因性膀胱	■	■		
ASP6294	膀胱痛症候群／間質性膀胱炎	■			
ASP8302	低活動膀胱	■			
ASP015K ペフィシチニブ	関節リウマチ	■	■		中 国
ASKP1240 bleselumab	生体腎移植患者における再発性巣状糸球体硬化症	■			
AMG 145 エボロクマブ	スタチン不耐性患者における高コレステロール血症	■	■	■	日 本
フィダキソマイシン	小児におけるクロストリジウム・ディフィシル感染症	■	■	■	欧 州
isavuconazole	小児における侵襲性アスペルギルス症及び侵襲性ムーコル症	■			米 国
ASP0819	線維筋痛症	■			
ASP4345	統合失調症に伴う認知機能障害	■			

\*特に記載のない場合は、グローバルで開発を行っています。開発段階が地域ごとに異なる場合は、最も進んでいるものを記載しています。一部の地域のみで開発している品目については、その地域を記載しています。

## 新薬ができるまで



※新薬の候補化合物の発見から医薬品として発売するまでには9年から16年の年月がかかります。

## 保健医療へのアクセス改善に注力

当社は、保健医療へのアクセス課題への対策として、イノベーションの創出、入手可能性の向上、保健システムの強化、健康に対する知識・理解の向上という4つの分野を特定し、当社の強みや技術、専門性を活かして課題解決に取り組んでいます。また、その実施にあたっては、パートナーシップを最大限に活用しています。

具体的には、結核、マラリア、顧みられない熱帯病に関する創薬共同研究、コレラ、毒素原性大腸菌等を対象とする経口コメ型ワクチン「MucoRice」に関する共同研究等に加え、低所得国や低中所得国における非感染性疾患の予防、診断及び治療へのアクセス向上を目的としたグローバルな取り組み（Access Accelerated）にも参加しています。

## 住血吸虫症に対する小児用製剤開発

アステラスは、2012年に他の製薬企業や研究機関、国際非営利組織とともにコンソーシアムを設立し、プラジカンテル錠の小児用製剤を開発しています。住血吸虫症は主にアフリカや南米を中心とする発展途上国に多い寄生虫感染症で、特に小児の罹患率が高い疾患です。世界には2億人以上の感染者が存在し、毎年20万人以上が死亡していると推定されています。標準治療薬であるプラジカンテル錠は、錠剤が大きいことや薬剤の苦み等、乳幼児を含む学前児童には服薬が難しいという課題があります。

小児用製剤の創製にあたり、アステラスは自社の製剤技術を供与しました。本剤は、現行錠より小型かつ口腔内で崩壊して水の有無に関わらず服用できるように設計されており、苦みを低減する工夫も施されています。また、生産コストを抑えつつ、簡素な生産技術で製造でき、熱帯地域の高温多湿な環境でも安定性を保つことができる錠剤を設計しました。

コンソーシアムでは現在、第Ⅲ相臨床試験の開始に向けて準備を進めており、公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）及びThe European & Developing Countries Clinical Trials Partnershipから資金提供を受けています。アステラスはコンソーシアムに対し引き続きノウハウや技術を提供していきます。



新しく開発された小児用製剤（上）と既存の製剤（下）



プラジカンテル小児用製剤開発に関わる  
コンソーシアムの参加者と協力者



臨床検体を取り扱うケニアの医師





# 株主総会会場ご案内図

## 場所

東京都港区赤坂一丁目12番33号  
**ANA インターコンチネンタルホテル東京**  
 地下1階「プロミネンス」  
 TEL : 03-3505-1111 (代)

※ 開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないよう  
 ご注意ください。



## 交通のご案内

東京メトロ

● 銀座線

● 南北線

**「溜池山王駅」**

**13番出口** から  
 徒歩 1分

銀座線溜池交差点

方面改札から  
 13番出口まで  
 徒歩約 4分

南北線赤坂方面改札  
 から 13番出口まで  
 徒歩約 6分



東京メトロ

● 南北線

**「六本木一丁目駅」**

**3番出口** から  
 徒歩 2分

南北線北改札から  
 3番出口まで  
 徒歩約 3分



※ 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、  
 お車でのご来場はご遠慮願います。

※ 昨年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

アステラス製薬株式会社

<https://www.astellas.com/jp/>



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを  
 使用しています。



森林に配慮して適切に管理された  
 森林認証紙を採用しています。